

宮崎県公報冊
別

令和5年度の状況を置いた措置したじた表講べき公づけに基づく結果の3月30日付に基づいて監査の部外に括つて5年と5年に令包に

令和5年10月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

公社等に関する財務事務の執行等について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

新宮崎県公社等改革指針（平成31年4月改訂）の対象公社のうち、17の公社等を対象として、令和4年7月27日から令和5年3月15日までの間に、制度所管課、各公社等の所管課及び公社等に対し監査を実施した。

その結果、制度所管課及び各公社等の所管課併せて139件の事項について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	36	36
意見	103	103
計	139	139

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
				【総括・制度所管課】
意見	<p>公社等の方向性に応じた県の関与のあり方の検討</p> <p>県の公社等への関与は、公社等の方向性に応じて異なるものと考える。これまで県は、公社等改革指針の「第6 公社等ごとの改革の視点・方向性」に記載されているように、各公社等に対する関与・連携の見直しにあたり、公社等が実施する主要事業の必要性や公益性、改革の方向性を検討したうえで公社等において4年間で取り組むべき「改革工程表」を作成し改革を推進してきたものと思われる。また、公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数の削減や公社等への県財政支出総額の削減を数値目標として掲げ、改革に取り組んできた。こうした取組により一定の成果を得られた現在、今後は次頁に掲げた考え方（大阪市「外郭団体の方向性について」平成29年1月）等を参考にして、これまで以上に公社等の方向性を明確にしたうえで適切な人的・財政的関与のあり方を検討することが必要となろう。</p> <p>具体的には、公社等に対する人的関与については自立化等に取り組む団体の場合、県の職員派遣や県退職者の採用はできるだけ削減する方向になる。一方、県の事業を補完・代替する団体の場合、県における事業遂行上の知識・経験等が団体での事業に生かされるならば県派遣職員や退職者は積極的に活用し事業成果を生み出す人材として位置付けられることになる。いずれにせよ、人手不足が常態化している環境下でもあるため、団体での人材登用の公正性・透明性を確保した上での関与であることを説明できるようすべきである。</p> <p>財政的関与、特に運営費補助については公社等改革指針において「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とある。しかし、団体によってはそうした方向性の対応が困難な団体も見受けられる。そこで、団体としての自立化を促し運営費補助を段階的に減額</p>	<p>県では、公社等の統廃合及び経営自立化・安定化を図り、公社等との適切な連携・協働により事業を効率的、効果的に実施するという考えのもと、19年間にわたり公社等改革に取り組み、公社等への県派遣職員数の削減などについて、成果をあげてきた。</p> <p>今後は、令和5年4月に改訂した新宮崎県公社等改革指針に基づき、各公社等の方向性や県との関与について意見にある留意点を踏まえた見直しを行いながら、公社等と連携・協働した質の高い行政サービスの提供の実現に向けて、公社等への関与の在り方を検討する。</p>	人事課行政改革推進室	16

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	<p>していくのか、あるいは県が果たす役割を補完・代替する活動を行う団体として位置づけ、現状の県の財政的支援を継続しその有効性を明確化していくのか、団体の方向性に応じた県の関与を検討すべきである。また、事業や団体の性質、必要性から補助の妥当性・透明性を説明できるようにすべきである。</p> <p>さらに、公社等の各団体の方向性に応じた管理のあり方を検討されたい。具体的には、自立化等に取り組む団体の場合、経営計画と経営評価のチェックに重点が置かれる。一方、県が果たす役割を補完・代替する活動を行う団体として位置付けた場合には自己収入比率等は経営評価の適切な指標とならない可能性がある。</p> <p>以上のように、これまでの公社等改革を踏まえて公社等の個別の団体の状況をより一層加味した公社等の方向性と県の公社等への関与のあり方を検討されたい。検討に当たっては以下の点に留意いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公社等は県から独立した主体であり、県に依存しない経営が行われるべきであること。 ・県が果たす役割を補完・代替する活動を行う団体等については、適切な人的・財政的関与のあり方を個別の団体の状況に応じて検討すること。検討の過程や結果は、公社等改革指針等に盛り込む等により透明性を担保すること。 ・県が人的・財政的関与をするにあたっても公社等の団体は効率的な経営を行うべきであること。 ・県が人的・財政的関与を継続する場合、漫然と行うのではなく常に一定期間ごとに継続の妥当性と関与のあり方を見直すこと。 			

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	所管課への指導・助言等について 公社等改革指針には、「運営費補助のあり方」「監査機能の強化」など、改革の具体的な取組事項に関する留意すべき事項が記載されている。団体によっては、各論で示すようにこれらの項目について、課題が発見されたところである。 具体的には以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・公社等への補助金の補助対象経費が不明確、補助金額の必要額の交付について終期が未設定等。・監事と会計顧問の兼任 等。 よって、これらの項目については、行革推進室は各団体の状況を把握し、必要に応じて、各団体又は各所管課へ指導・助言等を行うことが望ましい。	所管課への指導については、毎年度各公社等が作成する点検・評価シートによる確認及び各所管課へのヒアリングにおいて必要に応じて行っているが、今後とも、意見にあった具体的な事項にも留意し、公社等の健全な経営が図られるよう、所管課への指導を行っていく。		人事課行 政改革推 進室	18
意見	経営評価シートにおける各種指標の設定及び外部専門家の活用について 行革推進室は公社等の各団体に対し、所管課を通じて経営状況等の調査・ヒアリングを毎年実施し、副知事等から構成される「公社等改革推進委員会」において各団体の評価を行っている。経営評価シートには活動指標及び財務指標の目標値と実績値が記載され達成状況が検討されている。 しかし、特に経営評価シートに記載の各指標について設定プロセスや設定根拠が不明瞭な事例が多かった。いかなる指標を設定するかという点が各団体の経営状況の判断に影響するものと考えられるため、特に団体の中期計画等の明確な根拠資料がなく決定されている指標については、その設定プロセス、設定根拠等を明確化し、透明性を担保することが望ましい。 また、経営状況に問題のある団体等の経営健全化方針を策定する際には、毎年ではないが「宮崎県行財政改革懇談会」において外部委員に意見を求めるこことになっているとのことである。定期的に外部専門家に意見を求ることは評価できるが、経営評価シート作成においても、より一層の充実化及び実効性を高めるため、外部専門家の積極的な活用を検討することが望まれる。	経営評価シートにおける公社等の各指標については、所管課と公社等で協議の上設定されているものである。 行政改革推進室においては、所管課を通じて実施しているヒアリングや「公社等改革推進委員会」において公社における事業等の評価を行っているところであるが、意見にあったとおり、指標の設定プロセスが不明瞭な事例が多くあったため、今年度各所管課へ「公社等経営評価シートにおける各指標及び目標値については、公社等改革の着実な推進を図るために設定するものであることから、公社等の活動状況や経営状況等を考慮の上、公社等と所管課において協議し、設定すること」及び「各指標の選定理由や目標値の設定根拠は、決裁文書として保存すること」を指示した。 また、債務超過となった公社等の経営健全化計画については、「宮崎県行財政改革懇談会」において委員に意見を求めており、今後も必要に応じて活用を検討する。		人事課行 政改革推 進室	18

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	<p>県職員の派遣及び県退職者の採用に関する助言等について</p> <p>県職員の派遣については、まず公社等において、県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものかどうか十分に精査し、県に対し派遣を要請する。そして県においては、所管課がその必要性を確認し、人事課と情報共有したうえで派遣を決定することである。また、県退職者の採用に関しては、県は公社等からの要請に基づき、退職者の知識と経験が真に公社等の経営に有効に活用される場合に退職者を推薦することである。</p> <p>県職員の派遣及び県退職者の採用については、その必要性や妥当性について毎年度検討はしているとのことであるが、各所管課において、人数、役職、業務内容等を記載した資料を確認できたものの、複数の所管課で継続的・具体的に検討した内容の文書を確認できなかった。</p> <p>個人情報も関係することから人事上の個別具体的な情報に関する資料保存は人事課において行うとしても、県全体として、説明責任や透明性確保の観点から、県職員の派遣及び県退職者の採用の必要性や妥当性を明確に把握できる資料の作成・保存について、行革推進室が該当する所管課に助言等を行うことが望ましい。</p>	<p>県職員の派遣及び県退職者の採用については、意見に記載のとおり、公社等と県との間で、必要性や妥当性を検討して実施しているものである。</p> <p>今回、意見にあったとおり、各所管課での検討資料が確認出来ない事例が複数あったため、今年度各所管課に対して、「公社等に対し、県職員派遣及び県退職者推薦を依頼するに際して必要性や妥当性を検討した上で、かかる資料の作成・保存を徹底するよう指導・助言すること。」及び「公社等からの当該要請を受けて公社等所管課において検討した結果についても作成・保存すること。」を指示した。</p>	人事課行政改革推進室	19

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・各公社等の所管課】				
1. 一般社団法人宮崎県林業公社（森林経営課森林管理推進室）				
指摘事項	分収林整備高度化事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて 林業公社は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、林業公社からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。	交付要綱に消費税等にかかる条文を追加した。今後は、交付要綱に従って適宜、消費税等の報告等を求めるとともに、補助金を返還すべき事項が生じた場合は、適切な事務手続きを行うこととする。	森林経営課森林管理推進室	76
指摘事項	分収林整備高度化事業補助金に係る収支決算書検査について 県は分収林植栽未済地対策事業収支決算書の内容を証憑で確認している。林業公社は、分収林植栽未済地対策事業に関与している職員の平均日給を算出し従事日数を乗じた金額を実績額として計上していたが、県は具体的な作業日数が記載した資料を確認していなかった。今後、県は林業公社が作成している作業日数の報告書を基礎にして検査すべきである。	令和4年度の当該補助事業に係る実績報告より作業日数が分かる基礎資料を確認することとした。	森林経営課森林管理推進室	76
意見	分収林整備高度化事業補助金に係る効果測定について 当該補助金は林業公社が森林所有者に再造林に係る普及活動等を行う際の活動経費等を補助しているものである。県は補助金について再造林率等の成果目標までは設定していない（県が目指す再造林率：80%）。県の目指す再造林率80%を当該事業補助金によって達成できるとは当然に考えられないものであり、言い換えれば、その再造林率を達成する事業の一つが当該事業である。そのため事業ごとの目標値を設定し、実績値と対比することによって再造林率が達成されるのではないかと考える。したがって当該補助金において目標値を定め、実績値と比較分析することにより補助金の効果測定をすることが望まれる。	当該補助事業の交付要綱（別記様式内）に再造林率の目標値の記入欄等を設けた。今後は、当該目標値と実績値の比較分析等を行うことで当該補助事業の効果測定を行うこととする。	森林経営課森林管理推進室	76

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
				指摘事項及び意見
意見	<p>林業公社の今後のあり方、経営改善策の妥当性及び進捗状況の検討について</p> <p>県による経営改善状況のモニタリング機能は発揮されるが、債務超過額は拡大しており経営健全化には至っていない。令和3年度決算においては債務超過額が113億円と拡大している。</p> <p>県の経営健全化方針においては、「今後5年間での財政的なリスク（債務超過）の解消は困難であるので、公社の第4期経営計画の計画期間中においては、これまでに公社が県及び社員市町村等より借入れを行ってきた資金の償還の着実な履行と、当計画で目標としている単年度収支黒字の遵守を求め、可能な限り債務超過額の拡大を抑制する」こととしている。近年、単年度収支黒字化は達成されているものの債務超過額は拡大している。この要因は経常的な森林勘定に関する減損損失の計上にある。</p> <p>今後も森林勘定の減損損失が経常的に計上されることが予想されるため債務超過額解消には長期を要することが見込まれる。長期視点に立ったキャッシュフロー重視の経営改善と財務の健全化の取り組みがなされるように県は林業公社を指導、助言していくことが必要となる。</p>	<p>平成26年度に策定した「宮崎県林業公社の今後の在り方に関する県方針」において、公社の存続に当たり「不断の経営改善努力」と「経営改善に向けた新たな取組」を求めており、県は、これらの実践と財務改善へ向け、林業公社を指導してきたところである。</p> <p>令和4年度は新たな経営改善策を盛り込んだ第4期経営計画（改訂計画）を策定し、今後は、当該改訂計画に基づき経営改善に取り組むこととしている。県は、これまでと同様に毎月林業公社と「経営改善実行管理会議」を実施し、その実行状況の確認、経営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて指導、助言を行うことで、公社と一体となって経営改善を行うこととする。</p>	森林経営 課森林管理推進室	77
意見	<p>貸付条件及び今後の貸付方針について</p> <p>現状では市中銀行等の有利子負債の返済を優先しており、貸付条件の見直しまで至っていない。償還方法は利子負担軽減の観点から日本政策金融公庫や市中銀行からの借入金を繰上償還している。結果として借入金総額は減少しているものの県からの借入金は年々増加している。引き続き借入金の最適ポートフォリオについては慎重な検討が求められる。</p>	<p>県は、最終的な県民負担を最小限にすることが基本と考えている。</p> <p>林業公社への県の無利子貸付は、平成26年に策定した「宮崎県林業公社の今後の在り方に関する県方針」に基づくもので、木材価格など、現在の林業公社を取り巻く状況から判断して、県民負担を最も少なくする手段であると考えている。</p> <p>今後、木材価格が上昇するなど、公社の経営状況が大きく好転する場合には、県への償還方法を見直すなど、御意見を踏まえて検討したい。</p>	森林経営 課森林管理推進室	78

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ		
【各論・各公社等の所管課】						
2. 公益財団法人宮崎県観光協会（観光推進課）						
意見	<p>公社等経営評価シートにおける財務指標について</p> <p>県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。県は観光協会の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分である。</p> <p>県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、観光協会の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。</p>	<p>令和5年度以降の評価において、正味財産比率や流動比率等、財務健全性に関する指標の追加を検討する。</p>	観光推進課	85		
意見	<p>県職員及び県退職者の人的支援について</p> <p>観光協会では常勤役員2名全員が県退職者であり、常勤職員22名のうち5名が県退職者である。公社等経営評価シートでは県職員の役職就任・派遣の見直しについて、地域連携DMOとして広域的事業展開を進めていく必要があることから、県派遣職員の能力を生かし、プロパー職員の能力向上に努め、体制の強化を図ると計画している。一方で県退職者がプロパー職員よりも、より良い事業運営ができるという明確な情報は得られなかった。観光協会においては観光業界そのものがソフトな事業であるがゆえに、事務的な活動よりも柔軟で機動的な活動を求められると考えられる。よって、観光に対するノウハウの蓄積や機動性の確保の観点から、観光協会職員は県退職者に頼らずプロパー化を推し進めていくことを検討すべきである。</p>	<p>プロパー職員の人材育成や県退職者の役割等の人員体制のあり方については、観光協会と協議を行っているところであり、引き続き体制強化に向けた検討を進める。</p>	観光推進課	86		

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金に係る成果指標について</p> <p>みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業費補助金要綱では高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、すべての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行（ユニバーサルツーリズム）の受入体制を整備することを目的として定めている。県は当該補助金の達成すべき成果指標を観光入込客数の増加としている。しかし、当該補助金独自の達成すべき成果指標としては非常に漠然としたものとなっており、当該補助金の成果を単独で測れる指標にはなっていない。コロナ禍でユニバーサルツーリズムに対する相談件数も見込めない中、活動も「見てもらう、知ってもらう」という活動がなされていた。本来であれば県が中期計画等を作成し、その期間内でどのような情報を蓄積し発信していくのか、また相談に応えていくのかを具体的に示しておくべきであったと考える。</p>	<p>みやざきユニバーサルツーリズムセンターの業務内容の一つとして、県内の観光地点等の調査及びそれに基づくユニバーサルツーリズム情報の発信がある。</p> <p>センターの事業成果を図る指標として、令和5年度から令和7年度にかけての情報発信の件数を定量的な指標として新たに設定した。</p>	観光推進課	86
意見	<p>新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る補助金効果の検証について</p> <p>当該補助金は旅行ニーズの変化に対応した観光地域づくりへの支援として、新しいニーズに対応した施設改修等に対する助成金での支援を観光施設等に行っている。当該施設改修等の支援はコロナ禍においてアウトドアや体験型観光及び密にならない施設改修等に対して行われる。改修が完了した際には現地確認を実施し、改修が適切に行われたかを確認していた。しかし、補助対象者が施設改修等を行った資産についてその後の資産の売却及び撤去に係わる条件や施設改修後の効果実績報告条件は付されていない。この補助金を活用した施設に対して一定年数の入込客増加情報等を報告させ、今後の更なる新たな観光客ニーズの発掘に役立てるべきである。</p>	<p>国は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、財産処分の制限を設けている。</p> <p>当該補助金についても、補助対象施設に対し、その後の資産の管理状況や利用者数等の状況の報告を求めるよう観光協会に指導等を行っていく。</p>	観光推進課	87

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	新しいニーズに対応した観光地域づくり支援事業費補助金に係る観光人材育成研修の達成状況の検証について 当該補助金は稼ぐ人材づくり支援事業として、地域の中核となる観光人材育成を目的とした研修の実施等を行っている。研修は基礎コース（定員30名）と実践コース（定員15名）があり、令和3年度の研修参加者はそれぞれ13名及び7名であった。コロナ禍の影響もあるかもしれないが、観光協会賛助会員は288団体にも及び、会員数に比べると研修参加人数が少ないと考えられる。県内観光業界に実践的な人材を育成するうえでも賛助会員と連携して、より多くの研修受講完了者を育てる努力が必要である。そのためにも定員を受講者数の努力目標とし、研修受講者数増加のための各種施策を実施して補助事業の達成状況を検証することが望まれる。	観光協会賛助会員への周知を徹底するとともに、賛助会員以外に対しても、研修をきっかけとし、協会とのつながりができるという観点から、県のホームページや旬ナビ等での更なる周知や市町村への働きかけを行っていく。	観光推進課	87
意見	宮崎県観光振興事業費補助金に係る事業実績書及び収支決算書の様式見直しについて 県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーン事業などコロナ禍により当該事業費補助金が使われる事業内容及び金額は大きくなっている。観光協会事業は県の事業名と異なるケースがあり、県予算額と観光協会予算額の対応表を作成することで、県は事業実績報告書及び収支決算書の指導、監督、助言等を行っている。そのため、県と観光協会において当該補助金に対する事務負担が過大になっている。県は観光協会と連携を図り、実績報告書及び収支決算書の様式等の見直しを行い事務負担の軽減を図るべきである。	当該監査が行われた年度が特に煩雑であった。今後は、旅行支援事業等が縮小していくことが見込まれるため、状況に応じ、様式等を見直していくこととする。	観光推進課	88
指摘事項	宮崎県観光協会運営費補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて 観光協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該運営費補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、観光協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。	交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、令和5年度から適用している。	観光推進課	88

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	宮崎県観光協会運営費補助金に係る職員残業手当の検討について 観光協会は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告においては実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しているものの具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、観光協会の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、観光協会の事務効率の向上に資するようにすべきである。	観光協会の時間外勤務については、資料の提供を求めるとともに聞き取りを行うなど、状況の把握に努めることとする。	観光推進課	88
意見	自主事業収入のあり方について 賛助会員受取会費は令和元年度25,791千円、令和2年度20,451千円、及び、令和3年度20,501千円と減少傾向になっている。カレンダー販売事業収益は、令和元年度2,946千円、令和2年度2,916千円、及び、令和3年度3,615千円と微増している。賛助会員受取会費については、コロナ禍の影響により観光業界そのものが疲弊していることもあり、観光協会の賛助会員増加のための活動に苦慮していたのではなかろうか。一方で令和3年度に多額の宮崎県観光振興事業費補助金が投入され、観光協会が観光業界の再建に尽力しているにもかかわらず賛助会員数が伸び悩んでいるということは、未だ観光協会の存在意義が観光業界に根付いていないのではないかと感じる。今後も引き続き観光協会の活動内容を業界に浸透させる方策を段階的・継続的に実施し、賛助会員数の増加による会費の増加に取り組むことが求められる。	自主事業のあり方については、観光協会と協議を行っているところであり、引き続き賛助会員の確保に向けた取組を進める。	観光推進課	89

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ			
【各論・各公社等の所管課】							
3. 公益財団法人宮崎県国際交流協会（オールみやざき営業課）※現国際・経済交流課							
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、国際交流協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、国際交流協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。国際交流協会に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から国際交流協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により国際交流協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、国際交流協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>国際交流協会への指導・監督・助言（以下指導等）については、当課と国際交流協会との間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>なお、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。</p>	国際・経済交流課	93			
意見	<p>嘱託職員の育成方針について</p> <p>国際交流協会は嘱託職員が多いが、嘱託職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。県においては、嘱託職員を継続雇用していくことの重要性に鑑み、嘱託職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。</p>	<p>嘱託職員は原則として1年以内の有期労働契約となっており、複数年にわたり育成することは想定されていない。</p> <p>しかしながら、国際交流協会の適切な運営のため、嘱託職員の知識・能力の向上の重要性を認識しているところである。</p> <p>今後も、嘱託職員へ各種研修を案内するなど、知識・能力の向上の機会を提供するとともに、国際交流協会と協議しながら、再任により複数年の雇用となる場合の育成方針について検討していく。</p>	国際・経済交流課	94			

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	委託事業（多文化共生地域づくり推進事業、地域日本語教育体制整備事業、外国人住民等相談窓口運営事業）に係る見積依頼文書の整備について 委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すのが相当である。		令和5年度より、すべての委託事業について見積依頼文書を作成し、国際交流協会に示した上で見積書をとっている。	国際・経済交流課	94
意見	基本財産のあり方について 令和3年度における国際交流協会の基本財産の金額は543,600,000円であり、この金額は平成19年度から変化していない。基本財産については、平成16年度に4,000,000円、平成17年度に4,650,000円、平成18年度に2,000,000円、合計10,650,000円の取崩しが行われた。低金利によって基本財産の運用益が伸び悩み、国際交流協会の予算には遠く及んでいない。国際交流協会の収益は、県の委託料が大きな割合を占めている。県の委託料の見直し等が生じた場合には、国際交流協会の収益基盤は失われることになる。国際交流協会としてどのように対応するかについて、基本財産のあり方、すなわち運用方針や取崩しの方針等について十分に検討を重ねておく必要があると考えられる。		原則として基本財産の取崩しは行わず、基本財産の運用益を運営資金に充てることとしている。 県の委託料を見直す場合は金額に合わせて委託事業の内容も見直されるため支出額も変動するが、一般管理費の大幅な減等により運営が立ち行かなくなる場合には、やむを得ず基本財産の取崩しを行うことも想定される。 どのような場合に取崩しを行うかについて、国際交流協会と引き続き検討していくとともに、取崩しを未然に防ぐため、自主財源である会費及び寄付金の増に向けた取組を進める。	国際・経済交流課	95

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・各公社等の所管課】				
4. 公益社団法人宮崎県農業振興公社（農業担い手対策課）				
意見	経営評価シートにおける財務指標の算式について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標の中の指標名として「県補助金比率」を設定している。その算式は、「（県委託費+県補助金+県交付費・負担金等+借入金）/経常費用×100」となっている。当該指標は、経常費用に含まれている県補助金や県交付費等を財源とする費用の割合を示すものである。そのため当該算式の分子に貸借対照表の科目である借入金が含まれており適切ではない。当該指標の意味合いを考慮の上、算式の修正を検討すべきである。	令和3年度公社等経営評価シートのうち「県補助金等比率」については、算式を「（県委託費+県補助金+県交付費・負担金等+借入金）/経常費用×100」としていたが、当該算式の分子に貸借対照表の科目である借入金が含まれており適切ではなかった。 よって、令和4年度の公社等経営評価シートにおいて、算式の中から「借入金」を除いたものを財務指標とする。	農業担い 手対策課	100
意見	経営評価シートにおける財務指標の設定について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標名として「県補助金等比率」及び「管理費比率」が記載されている。これらは、いずれも業績に関する指標である。しかし、農業振興公社では、自主財源が乏しい状況にあることに鑑みれば財務安全性指標の設定も必要である。 よって、新たな改革推進期間となる令和5年度から、財務安全性指標として「流動比率」を設定することとする。		農業担い 手対策課	100
意見	経営評価シートにおける人的支援の記載について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、適正人員の検討配置」という項目がある。このなかで、農業振興公社における人員の具体的な配置等が記載されているが、ここには本来、県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績を書くべき項目であり人員配置に関する計画や実績を書くべき項目ではない。当該箇所に記載すべき「県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績」については経営評価シート「県関与の状況、人的支援」においても確認できるが、今後は経営評価シートの作成の際に十分に留意されたい。	公社等経営評価シートの「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、適正人員の検討配置」の項目は、令和4年度から県職員及び県退職者の人数の増減に関する計画や実績を記載するよう変更する。	農業担い 手対策課	101

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	経営評価シートにおける財政支出の記載について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、適正な財政支出」という項目がある。このなかで、令和3年度については「県借入金残高の減少に努める。」と記載されているだけでその具体的な方策等については記載されていない。これでは、適切な経営評価とは言い難い。借入金減少の具体的な方策等について検討し文書化すべきである。		県借入金はこれまでのところすべて平成7年度から平成24年度までの借入時に作成した貸付金償還計画通りに農業振興公社から県へ償還がなされ、今後も計画通りに償還される見込みである。 今後、同様の項目の記載をする際は、「県借入金残高は計画通り減少した。」と改めることとする。	農業担い手対策課	101
意見	令和3年度地域食資源高付加価値推進事業業務委託に係る随意契約理由について 県は、当該委託事業について農業振興公社と一緒に随意契約を締結している。農業振興公社が持つノウハウ、ネットワーク、及びその専門性は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。		本業務の委託先として、想定される他の事業者をリストアップし、委託業務内容(6次産業化・農商工連携事業体等へのサポート活動に関する業務)に基づき、受託事業者の選定について検討した。 検討の結果、宮崎県産業振興機構がこれらの支援業務に広く精通しており、また、みやざきフードビジネス相談ステーションや宮崎県よろず支援拠点を設置し、6次産業化や農商工連携などを長年支援してきた実績から、ほかに当該業務を行える者が存在しないとの結論に至った。 今後、同様の事業を実施する場合は、受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点もより明確に記載することとした。	農業流通ブランド課	101
意見	令和3年度地域食資源高付加価値化推進事業業務委託に係る業務用機器使用の理由について 県と農業振興公社との業務委託契約書で、県は委託業務の処理のため、業務用機器を無償で農業振興公社に使用させることとしている。しかし、関係資料等を閲覧したが、当該機器を無償で使用されることについての理由は記載されていなかった。無償で使用させる根拠を貸付理由とともに決裁伺書等に記載すべきである。		当該業務用機器は、県が農業振興公社に業務委託する6次産業化・農商工連携事業体へのサポートに必要な機器であるため無償で使用されることとしたが、今後、無償で使用せる際は、根拠及び理由を決済伺書等に記載することとした。	農業流通ブランド課	102

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	令和3年度農業承継コーディネーター設置業務の業務委託に係る随意契約理由について 県は、当該委託事業について農業振興公社と一者随意契約を締結している。農業振興公社は、本事業に関する情報、ノウハウ、及び農地中間管理機構の役割を担ってきた実績を有すること等は理解できる。しかし、農業振興公社以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、農業振興公社が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	本業務の委託先として、想定される他の事業者をリストアップし、委託業務内容（「地域承継支援組織への支援」、「承継マッチング支援」、「新規就農支援」）に基づき、受託事業者の選定について検討した。 検討の結果、宮崎県農業振興公社がこれら支援業務に広く精通し、また、就農支援情報全国データベースシステムを運用して承継支援をすることができるなど、他に当該業務を行える者が存在しないとの結論に至った。 今後は、受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点も記載することとした。	農業担当 手対策課	102
意見	固定資産実査について ヒアリング並びに固定資産台帳を確認した結果、一定の改善が認められた。今後、固定資産台帳の様式の押印は、実査による確認済みの印であることを明記すべきである。	令和5年度より、固定資産台帳の様式に、実査による確認済みの印であることを明記する。	農業担当 手対策課	103
意見	農地売買支援緊急対策事業費に係る補助事業のあり方の検討について 当該補助金は農業振興公社の入件費等を補助対象とする運営費補助である。農業振興公社の経営状況を考慮すると補助に一定の合理性が認められる。ただし、補助金の終期設定は行われず、補助金の金額も増加傾向にある。少なくとも補助金の終期設定を行い、農業振興公社の経営状況を考慮しながら補助事業を見直していくことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。	当該補助事業は、農業振興公社の経営状況並びに事業内容及び事業量を踏まえ、適正な人員配置を行い、実施している。 今後も、農業振興公社の経営見直しを進めながら、適正に実施していく。	農業担当 手対策課	105

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ				
【各論・各公社等の所管課】								
5. 一般社団法人宮崎県内水面振興センター（漁業管理課）								
指摘 事項	経営評価シートにおける財務指標の不備について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標という項目がある。その中の指標名として「正味財産増減率」、算式として「当年度正味財産/前年度正味財産×100(%)」が記載されている。しかし、当該算式は誤っておりそれに基づき設定された目標値も意味のないものとなってしまっている。したがって、算式については、「当年度正味財産/前年度正味財産×100(%)」または、「当年度正味財産増減額/前年度正味財産×100(%)」に修正が必要であるとともに目標値についても見直す必要がある。	令和3年度公社等経営評価シートの財務指標のうち「正味財産増減率」については、算式として（当年度正味財産/前年度正味財産×100(%))と記載しており、当該算式は正味財産増減率を表すものとなっていました。しかしながら、当該算式は内水面振興センターの正味財産を減少させないことを示すという趣旨で設定したものであることから、算式及び目標値は見直さず、指標名を「正味財産の対前年度比率」と修正する。	漁業管理 課	111				
意見	経営評価シートにおける人的支援について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援の見直し」という項目について令和元年度及び2年度は、「役職員や組織の在り方について、県と協議しながら、引き続き検討・見直しを進める。」と記載されている。しかし、令和3年度公社等経営評価シートの「県関与の状況、人的支援」という項目において県職員及び県退職者の実績値が記載されているが、令和2年度と令和3年度で全く変更がなく人的支援の見直しが行われているのか不明確である。したがって、県職員及び県退職者の人的支援に関し実効性のある方針を明確にすべきである。	内水面振興センターへの人的支援については、適正な配置が行われるよう、毎年度、検討を行っている。 内水面振興センターが行うシラスウナギ流通調査や密漁監視等の事業は公共性が高く、現時点では県の継続的な関与が不可欠だが、水産流通適正化法がシラスウナギに適用される令和7年度に向けて、県職員及び県退職者の人的支援を含めたセンターの事業及び組織の在り方について見直しを行う。	漁業管理 課	111				

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	経営評価シートにおける財政支出等について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、借入金の圧縮」という項目がある。そこで令和元年度については収益の一部を経営基盤強化の資金として積立に充当したことにより、また令和2年度については事業収入の減少によりいずれの年度も借入金の圧縮は実現できていない。さらに、公益法人が行う事業活動から発生した財産である一般正味財産は、直近3期間においては、マイナス残高となっている。このような中で、内水面振興センターでは安定した収支構造の構築のため、令和元年6月に第5期経営改善計画を策定している。当該経営改善計画を確実に遂行するために、一層の経営改善努力が必要である。	採捕事業における出荷方法の改善並びに、操業方法及び人員配置の更なる見直しといったコストカット等の一層の経営改善に取り組んでいく。	漁業管理課	111	
意見	令和3年度河川パトロール等による新型コロナ感染防止啓発事業業務委託に係る随意契約理由について 県は、当該委託事業について以下の理由で内水面振興センターと一者随意契約を締結している。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は内水面振興センター以外にいないことを示す必要がある。確かに内水面振興センターは本業務委託の実施に際して、能力・知識・設備、及び豊富な業務経験、実績があることから相応しいと考えられる。しかし、内水面振興センター以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、内水面振興センターが受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	委託業務内容（県内河川における遊漁者へのポスター等配布）に基づき、受託事業者の選定について検討した結果、内水面振興センターがこれらの業務に広く精通しており、また、県内内水面のパトロールを行ってきた実績から、ほかに当該業務を行える者が存在しないとの結論に至った。 今後、類似の事業の実施に当たっては、受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点を記載する。	漁業管理課	112	

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	<p>令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助対象経費の内容の具体化について</p> <p>本補助事業では補助対象経費の具体的な内容は、うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金交付要綱に規定されている。補助金交付要綱によると「補助金の交付の対象となる経費は、うなぎ稚魚の池入れ及び親うなぎの候補の制限に関する指導・監視並びに密漁・不正流通対策等のうなぎ資源の適正管理に係る全体指導に要する経費」である。この記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の事業全体に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p>	<p>補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、令和5年4月1日付で当該補助金交付要綱を改正し、補助対象経費の費目を「人件費及び法定福利費等」と明示した。</p>	漁業管理課	113
指摘事項	<p>令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>内水面振興センターは、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、内水面振興センターからの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行う。</p>	<p>令和5年4月1日付で当該補助金交付要綱を改正し、消費税等にかかる条文を追加、内水面振興センターからの実績報告において消費税等の報告を求めることとした。</p> <p>これにより、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行う。</p>	漁業管理課	113

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	令和3年度うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金に係る補助事業のあり方等の検討について 本補助事業は、平成8年度から開始されており、直近の補助事業の終期は令和5年度とされている。内水面振興センターの経営状況は、令和2年度を除いて黒字化を達成しているが、令和3年度によくやく累積赤字（一般正味財産のマイナス）が解消されたところである。この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助（運営費補助）の合理性は一定程度あると考えられる。一方で、将来にわたり県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。よって、県は令和6年度以降の補助事業実施については見直しを予定しているとのことであり、補助事業終了時には定期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。また、公社等改革指針を踏まえると団体としての経営力向上と自立化を促し運営費補助を段階的に減額していくことを検討すべきである。	本事業に基づく人的支援のあり方については、事業終期に併せた見直しのほか、公社等改革指針に基づく毎年度の点検・評価を通じて見直しを行っている。 内水面振興センターが行うシラスウナギ流通調査及び密漁監視等の事業は公共性が高い一方、同センターは自主財源に乏しいことから、当面は運営費補助を継続せざるを得ないが、水産流通適正化法がシラスウナギに適用される令和7年度に向け、内水面振興センターの事業及び組織の在り方について見直す中で、団体としての経営力向上と自立化を促す観点から、運営費補助についても不断の見直しを進めていく。	漁業管理課	113
意見	令和3年度宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金貸付金に係る貸付金の回収について 県から内水面振興センターに対する貸付金の期末残高はないが、期中ににおいて新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト状態が継続している。当該金額は直近3年間同一である。内水面振興センターの財務状況は令和3年度において黒字化、累積損失解消されているものの、経営上の資金余力は脆弱であり継続的、安定的に収益力を維持していくのは困難も予想される。内水面振興センターの不安定な経営状態を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額と資金余力に応じて減額する等の措置が図られるべきである。黒字化と資金余力が生じた場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望ましい。	いわゆるオーバーナイト状態を早期に解消するため、黒字化した場合の貸付金減少を継続するとともに、黒字化と資金余力が生じた場合の貸付金減少額についての基準設定について検討を行う。	漁業管理課	114

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の12.財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>	令和5年度から職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上する。	漁業管理課	115

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ				
【各論・各公社等の所管課】									
6. 一般社団法人宮崎県酪農公社（畜産振興課）									
意見	宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付の回収について	<p>県から酪農公社に対する貸付金の期末残高はないが、期中において新規貸付と償還を繰り返す、いわゆるオーバーナイト状態が継続している。当該金額は直近3年間同一である。酪農公社の財務状況は債務超過であるものの、JA宮崎経済連の経営及び資金支援により酪農公社の破綻懸念はほとんどないものと考えられる。酪農公社の不安定な経営状態を考慮したとしても、少なくとも貸付金額を利益額に応じて減額する等の措置が図られるべきである。この点、県も認識しており、令和4年3月開催の令和3年度第4回酪農公社運営改善チーム会議において令和4年度の貸付は令和3年度黒字化分に基づき1,000千円減額している。ただし、貸付金額の減少額については明確な基準はなく、今後3年間は毎年の経営状況で金額を決定する（赤字であれば120,000千円の貸付）とのことである。黒字化した場合の貸付金減少額についての基準設定と黒字化した場合の貸付金減少を継続していくことが望まれる。</p>	<p>同資金は、酪農公社の運営強化を目的として、120,000千円を上限に貸付けを行っているものであるが、令和4年度の貸付については、令和3年度の決算が黒字であったことから、1,000千円を減じて貸付を行った。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大等による生乳の需要減、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景とした飼料や資材、燃料等の高止まり等の影響により、令和4年度決算は多額の損失計上が見込まれていたことから、令和5年度は120,000千円を貸し付けることとなった。</p> <p>同資金については、公社の経営状況を見ながら、経営改善チーム会議等で貸付額を決定したいと考えるが、公社決算の黒字化が達成できれば、令和4年度のように貸付金を減額する方針である。</p> <p>また、貸付金減少額についての基準設定についても、今後、チーム会議等の中で協議していく。</p>	畜産振興課	120				
指摘事項	宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子（無利子根拠）について	<p>県から酪農公社への貸付金は無利子である。酪農公社の経営支援のため無利子になっているものと思われる。しかし、予算執行伺等に貸付理由の記載はあるが、無利子の根拠の記載がない。無利子の根拠を貸付理由とともに記載をすべきである。</p>	<p>令和5年度の貸付金については、予算執行伺に、公社運営の健全化を図る上で貸付金が必要であること、また、運営改善支援に向け、更なる負担軽減を図るために無利子貸付を行うことについて記載した。</p>	畜産振興課	121				
意見	宮崎県酪農公社強化育成事業資金貸付金利子（無利子の妥当性）について	<p>県から酪農公社への貸付金は無利子であるが、JA宮崎経済連及びJA宮崎信連からの貸付金は有利子となっている。両者とも経営支援的な貸付であるにもかかわらず、県のみ無利子というのは貸付金額が違うとは言え県民理解は得にくいように思える。酪農公社の経営状況を踏まえつつ利子計上につき検討を要するものと考える。なお、いかなる場合に貸付金利子を無利子にするかのルール設定も必要である。</p>	<p>飼料や資材、燃料等の高止まりが続くなど、公社の経営を取り巻く状況は依然として厳しいことから、当面の間は無利子資金の貸付による経営支援を行っていく。</p>	畜産振興課	121				

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	情報公開について 酪農公社のホームページにおいて財務状況その他の情報開示がなされていない。県の公社等改革指針によれば、「インターネット等を活用して積極的に県民に分かりやすい情報公開に努めるものとする」とある。県のホームページにおいては経営評価シートが開示されており大変参考になるものの、より詳細な情報を公社ホームページに示すことにより県民理解に資すると考える。	適切な情報開示による運営の透明性確保については、その重要性を公社も理解しており、ホームページ等での公開に向け、公社内部で検討を行っている。	畜産振興課	121
指摘 事項	財務諸表体系について 現状の財務諸表には損失処理（案）が含まれたままとなっている。また、経理規程において剰余金処分案の作成、理事会、総会における承認が定められている。一般社団法人は、株式会社のように當利（剰余金の分配）を目的とした法人ではないため、剰余金の処分（損失金の処理）という考え方はない。そのため、経理規程を修正のうえ財務諸表を作成する際に損失処理（案）を作成する必要はないものと考える。	令和5年3月20日に開催された第9回理事会を経て、経理規定の改定を行った。その上で、令和4年度決算より、損失処理（案）を作成しないこととした。	畜産振興課	122
意見	財務状況（債務超過）の改善について 酪農公社は最近の3か年（令和元年度から3年度）については減益傾向にあるが、預託料値上げ等の経営努力により利益を計上している。しかし、過去の累積赤字が大きく直近期（令和3年度）においていまだ128,421千円の債務超過となっている。令和3年3月策定の中期3か年計画書においても最終損益が約2~8百万円にとどまり、債務超過解消には20年以上も時間を要する計算になる。酪農公社の経営は外部環境の影響を大きく受けやすく債務超過を短期間で解消するのは極めて困難と言える。債務超過の解消は困難であるが、減価償却費を控除する前の償却前利益は直近3か年で約30百万円以上はあるとともに、JA宮崎経済連の資金面の支援（5億円の事業前受金としての借入枠設定）により資金繰り懸念は今のところないように見える。公社等改革指針では特に留意を要する公社等として挙げられているものの、JA宮崎経済連等からの借入金を疑似資本的なとらえ方をすると実質的には債務超過状態にはないとも言える。形式的には債務超過解消は望まれるところであるが、実質的な債務超過のとらえ方をする等して毎年債務超過解消を形式的に唱えているように見える経営評価シートの表現を工夫することも必要であると考える。	本県の酪農家が持続的に経営を行う上で公社の経営健全化は不可欠と考えており、引き続き、債務超過の解消に向けた支援を継続したいと考えている。その上で、実質的な債務超過の捉え方も含め、経営評価シートの表現を工夫することについても検討する。	畜産振興課	122

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ		
【各論・各公社等の所管課】						
7. 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構（技術企画課）						
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、建設技術推進機構に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業の実施等を通じて、建設技術推進機構への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。建設技術推進機構に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の意見が発見されたところであり、これは県から建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により建設技術推進機構の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、建設技術推進機構に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>予算、事業計画、事業の進行管理等の指導監督を行う事項、事業の実施状況等についての定期的な確認の実施、事前協議が必要な事項について明確化し、建設技術推進機構に通知した。</p>	技術企画 課	129		

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	公社等経営評価シートにおける財務指標の達成度について 建設技術推進機構に関する公社等経営評価シートによれば、建設技術推進機構が達成すべき指標として財務指標の一つに「収支バランス」が設定されており、目標値は100%となっている。収支バランスの、令和2年度の実績値は108.9%であり、達成度は108.9%と記載されている。すなわち、実績値が目標値を上回っていれば、達成度は100%を超える数値となっている。しかし、本法人は公益法人であり収支相償が望ましいという観点からは、「収支バランス」の目標値は100%が望ましいと考えられ、達成度は100%からの乖離状況で判断すべきである。このため、現在の記載内容では、読み手をミスリードする可能性があると言わざるを得ない。よって、県は、本法人のように公益法人において財務指標として収支バランスを設定する場合には、達成度は乖離率を算定して記載することとし、さらに達成度の考え方について留意事項を記載することで、読み手の理解を深めるように配慮することが望ましい。		達成度の考え方について、指標の設定に関する留意事項で、目標値である100%からの乖離状況についての記載を明記するよう是正する。	技術企画課	129
意見	県職員の派遣の必要性等について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県職員の派遣については、（中略）県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。建設技術推進機構に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が建設技術推進機構に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。		県職員の派遣については、毎年度建設技術推進機構とヒアリングを実施し、その必要性を協議しているところであるが、令和5年度からの派遣においては、派遣を希望する役職ごとに、派遣を行うことが必要な理由について整理し、書面で資料作成を行った。 今後も引き続き、派遣職員の業務内容の妥当性等を毎年度、具体的に確認し、派遣の必要性の説明責任が果たせるよう努める。	技術企画課	130

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	内部監査の実施の検討について 建設技術推進機構では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、建設技術推進機構内では、内部監査は実施されていない。本監査において、建設技術推進機構について明らかな内部統制上の問題点が発見されたわけではない。しかし、経常収益で7億円を超える程の事業規模であること、事業を取り巻く様々なリスクがあることを踏まえ、建設技術推進機構においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。	建設技術推進機構では、県庁内の組織と同様に、県監査事務局による監査を受け、日常的に県からの派遣職員による事務手続きの確認、さらに、契約している公認会計士からの実務的な指導を随時受けており、適正な会計処理を実施している。今後とも、建設技術推進機構の適切な運営のための内部統制に努めていきたい。		技術企画課	131
意見	建設ＩＣＴ研修業務委託に係る随意契約理由について 県は、建設ＩＣＴ研修業務委託については、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	令和5年度の随意契約に当たっては、他の事業者により実施可能かという点の検討を改めて行い、随意契約理由に、ICT活用工事に関する受発注者両方の業務を熟知し、研修のノウハウを有している建設技術推進機構が、県内唯一の団体である旨を追記した。		技術企画課	131

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	建設ＩＣＴ研修業務委託に係る再委託について 本業務委託に係る業務委託契約書は再委託に関して規定している。一方、見積書、収支精算書等の書類を閲覧したところ、建設技術推進機構は、外部の研修講師を活用するとともに、外部業者のソフトウェアや機器類を利用して、研修を実施している。本業務に関して、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェアや機器類の利用が、契約上の再委託に該当するのであれば、再委託に関する県の同意が必要となる。県は、外部研修講師の活用や外部業者のソフトウェアや機器類の利用が、契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承諾手続きを行う必要があると考える。	建設技術推進機構との契約内容については、研修計画策定・講師や研修会場等との調整・テキストや会場の準備・募集・研修実施までを行うものであり、外部研修講師の活用やソフトウェア機器の利用については、契約内容を再委託しているものではないため、第3者への再委託には該当しないことを整理し、文書化を行った。	技術企画課	132	
意見	若年技術者等資格取得支援事業に係る随意契約理由について 県は、若年技術者等資格取得支援事業については、建設技術推進機構と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は建設技術推進機構以外にいないことを示す必要がある。確かに建設技術推進機構は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、建設技術推進機構以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、建設技術推進機構が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	令和5年度の随意契約に当たっては、他の事業者により実施可能かという点の検討を改めて行い、随意契約理由に、各資格や建設関連の様々な法令を幅広く熟知している建設技術推進機構が、県内唯一の団体である旨を追記した。	管理課	132	

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	公共工事品質確保強化業務に係る確定額及び返還額について 公共工事品質確保強化業務の終了時には、建設技術推進機構から収支精算書が提出されており、業務実施に必要な支出額を上回る金額については過払金として返還がされている。この点について、過払金の具体的な計算方法を契約書等で把握したところ、業務終了時に県が確定した委託料を超える金額を返還する旨の規定があるのみであり、確定額や返還額の具体的な算定方法等は規定されていない。このため、県の裁量により委託料の確定額が決定される可能性を否定できず、受託業者側に不利な決定がなされるリスクが生じかねない。よって、県は、本業務委託の終了時における確定額及び返還額について、その具体的な計算方法を規定するとともに、契約書等に盛り込むことが望ましい。	<p>業務実施計画書へ下記のとおり記載することとし、精算金額確定のために収支精算書の提示を明記するとともに、県として収支精算書の内容が適性かを確認するため根拠書類の提出等を求められる運用とし、客観的に双方が確認できるようにした。</p> <p>「8. 成果品等</p> <p>委託業務を完了したときは、業務完了報告書及び業務の成果に関する報告書及び収支精算書を提出する。</p> <p>なお、収支精算書については、別紙様式1により作成するものとし、各項目の金額算定根拠がわかる資料（項目別の総括表など）も添付する。</p> <p>項目別の細分根拠（領収書など）については、発注者より提出要請があった際など、必要に応じてその写しを提出する。」</p>	技術企画 課	133
意見	事業別収支状況の把握の検討について 建設技術推進機構は、積算支援事業、施工体制監視等支援事業、アセットマネジメント支援事業等様々な事業を行っている。しかし、建設技術推進機構では、各事業別の収支状況は把握されていない。このため、事業毎の収支状況、すなわち、各事業に係る黒字や赤字の状況は把握されていない。仮に、特定の事業で大きく赤字であった場合は、赤字であるにもかかわらず無理に事業を行っている可能性があり、逆に特定の事業で大きく黒字であった場合は、建設技術推進機構が行う当該事業に係る価格設定等の妥当性に疑念が生じかねない。法人運営において、事業毎に課題を認識するためには、事業毎の収支状況の把握は重要であると考えられる。よって、建設技術推進機構においては、事業別の収支状況の把握について、検討することが望まれる。	<p>建設技術推進機構における収支状況の把握については、事業全体の収支状況を把握することにより、適切な運営に努めているところであり、施工体制点検等、個別契約毎に収支状況を把握できる事業がある一方で、事務職員が複数の事業を兼務している事業については、正確な収支状況を把握することが難しいが、可能な限り事業毎の収支状況の傾向を分析し、その課題については、必要な改善を図る等の措置を行っている。</p> <p>また、価格設定については、受注見込み等を考慮しながら、県と必要な協議を行っていきたい。</p>	技術企画 課	134

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・各公社等の所管課】				
8. 公益財団法人宮崎県芸術文化協会（みやざき文化振興課）				
意見	経営評価シートにおける指標の設定等について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、活動指標として「県民芸術祭の総入場者数」及び「みやざき文学賞の応募作品数」、財務指標として「自主事業比率」及び「自己収入比率」があり、それぞれの指標について目標値、実績値、及び達成度が設定されている。しかし、目標値の設定について合理的な根拠がない。本来目標値は、前年度の評価結果を受けて毎年度見直すべきものである。しかし、経営評価シートにおける令和2年度から令和4年度まで目標値が全く同じ数値となっている。また、目標値設定についての根拠資料もない。適切な目標値設定が行われていない場合、有効な評価及び管理を行うことはできない。したがって、県は、芸術文化協会に目標値の設定の根拠資料等の提出を求めるとともにその適否を評価すべきである。	御指摘のあった目標値の設定については、公社等改革の着実な推進を図るために設定するものであることから、芸術文化協会の活動状況や経営状況等を考慮の上、県と協議の上設定するものとし、設定根拠は適切に保管するものとする。	みやざき 文化振興 課	139
意見	経営評価シートにおける財務内容の評価について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、財務指標として自主事業比率及び自己収入比率がある。当該自主事業比率の達成度は低く、また自己収入比率に関しては、実績値が目標値を大きく下回る達成度となっている。しかし、当該経営評価シートの総合評価における財務内容の評価は、B判定（ほぼ良好）となっている。この評価は財務指標の達成度を適切に反映しているとは言い難いものである。さらに公社等自己評価において上記比率の改善方法等についての記載はなく、県所管部課二次評価においても、これについての指導及び監督に関する記述はない。したがって、県所管部課二次評価において適切な評価を行うべきである。また、県から芸術文化協会への具体的な指導、監督、及び助言等を行いそれに対する芸術文化協会の措置報告を求める等の明確なルールの作成が求められる。	御指摘のとおり、確かに財務指標としては目標値を下回っているが、その一因は、コロナ禍で影響を受けた団体への助成事業の増額を理由とするところもあり、この点は公益性の観点から妥当であると認められる。また財政基盤としては、借入金等もなく健全な経営が続いていることも含め、総合的に評価したものである。 今後とも、例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行うとともに、総合的な判断をもって不健全な状況が認められる場合は、措置報告を求めるものとし、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とするものとする。	みやざき 文化振興 課	139

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	経営評価シートにおける県の人的支援について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県派遣職員の必要性の検討」という項目がある。本来であれば、当該箇所に人的支援の取組実績や今後の計画等を記載すべきであるが、令和3年度については何ら記載されていない。計画等を検討していないのであれば検討を行ったうえで記載を行うべきであり、また検討しているのであればその結果を記載すべきである。	県派遣職員の必要性の検討について記載がないのは、令和3年度以降職員の派遣を行っておらず、検討も行っていないためである。 また、県退職者推薦については、県人事課への依頼に際し、必要性や妥当性を検討した上で、検討資料の作成・保存を徹底し、併せて芸術文化協会においても検討やその結果にかかる資料の作成・保存を行うものとする。	みやざき 文化振興 課	139
	経営評価シートにおける県の財政支出の見直しについて 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程」という項目の中に具体的な内容として「県と公社等の関係見直し、財政支出見直し、補助金支出の在り方の検討」という項目がある。当該項目等は、公社等の自主財源を強化し補助金への依存度を低くすることを目的としているように見える。当該経営評価シートにおける評価結果では「県財政への依存度がさらに高まったが、公益性の観点から妥当である」との記載である。しかし、これでは補助金への依存度を低くするという目的は達成できていないことになる。このように経営評価シート上で矛盾が生じているように見える原因は、公社等の方向性として財政支出削減による自立化を求める公社等と県の施策に必要な事業を実施することが期待される公社等が明確に区別されていないことによるのではなかろうか。よって、この公社等の方向性を明確化したうえで経営評価シートの記載をすることが望まれる。	芸術文化協会は県内の各文化団体とつながりのある県内唯一の団体であり、県の施策に必要な事業を実施することが期待される団体として位置づけている。御指摘のとおり補助金への依存度を低くし自立化に向けて取り組む必要がある一方、県に必要な公益事業を実施するという相反する事業運営をする中で、明確に区分して評価することできないが、財政の健全性を確保するため、自主財源の確保や効率的な運営について指導・助言を行うとともに、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。		

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
				指摘事項及び意見
意見	<p>「アーツカウンシルみやざき」機能拡充に関する事業業務委託に係る随意契約理由について</p> <p>県は、当該委託事業について以下の理由で芸術文化協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて随意契約を締結している。「本事業の目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体である同協会以外にない。」上記随意契約の理由は、委託先が本業務を行えることの説明にはなっているが、委託先以外が本業務を行えないことの説明はなされておらず不十分である。したがって、県は委託先以外が本業務を行えないことについて説明資料等を添付した上で検討するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見への対応については、随意契約理由に、「県内外も含めて委託先以外が本業務を行えないこと」について、説明を追記するよう改善する。 	みやざき 文化振興 課	140
意見	<p>令和3年度県民芸術祭補助金に係る各実施団体からの助成金実績報告書について</p> <p>芸術文化協会は、当該補助金事業に関して関係団体に助成金を支給し事業年度末に事業実績報告書、収支決算書、対象経費の明細書及び領収書の写し等の助成金実績報告書の提出を義務付けている。その中に日付が未記入のもの、及び芸術文化協会独自の様式（様式3号）と異なるものが散見された。また、添付書類として領収書の写しが求められているが、すべての関係団体で添付されていなかった。今後は、助成金に関する実績報告において書類の日付の記入、芸術文化協会独自の様式での記載、及び領収書の添付がなされているか考慮すべきである。</p>	<p>芸術文化協会から関係団体に対し、日付の記入、芸術文化協会の様式での記載及び領収書の添付を指導した。</p>	みやざき 文化振興 課	141

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>補助金（令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金）に係る補助金交付要綱における消費税等の取扱いについて</p> <p>芸術文化協会は、補助金等の交付に関する規則第3条の規定により補助金の交付を申請するに当たって、「消費税等仕入控除税額」を減額して交付申請しなければならない。当該補助金の交付要綱には消費税等にかかる条文が欠落していた。したがって、県は当該補助金交付要綱に消費税等にかかる条文を追加し、芸術文化協会からの実績報告において消費税等の報告を求め、仮に補助金から消費税等仕入控除税額相当額を返還すべき事項が生じた際には、補助金の返還を求める事務手続きを行うべきである。</p>	当該補助金交付要綱の改正を行い、令和5年度予算にかかる補助金から適用することとした。	みやざき文化振興課	141
指摘事項	<p>補助金（令和3年度県民芸術祭補助金及び令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金）に係る補助金事業実績報告書の日付の未記載について</p> <p>芸術文化協会は、「令和3年度県民芸術祭補助金」及び「令和3年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会補助金」の交付を受けており、県に補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49条）第1条の規定によりその実績について関係書類を添えて報告しているが、いずれの補助金事業実績報告書においても日付が未記載となっていた。これは実績報告書が未完成の状態にあることから、日付を記載するよう指導すべきである。</p>	芸術文化協会に対し、実績報告書の日付を記載するよう指導した。	みやざき文化振興課	141
意見	<p>賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の12.財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>	令和4年度決算において、翌年度に職員に支給する夏季賞与のうち支給対象期間が前期に帰属する支給見込額相当額について、賞与引当金として引当計上した。	みやざき文化振興課	142

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	財務諸表の注記について 芸術文化協会では、財務諸表の注記が作成されていなかった。公益法人会計基準においては財務諸表に注記すべき事項が列挙されており当該記載を求めている。また、財務諸表の注記は、利害関係者が法人の財務状況をより理解しやすくするための財務諸表の補足説明情報である。このため、財務諸表の注記が記載されていない場合、利害関係者が法人の財務状況を正しく理解できない可能性があり誤った意思決定を行う恐れがある。したがって、財務諸表の注記を作成すべきである。	令和4年度決算から財務諸表の注記を作成することとした。	みやざき 文化振興 課	142
指摘事項	会計処理規程について 芸術文化協会では、公益財団法人宮崎県芸術文化協会会計処理規程を作成しているが、その規程の中で誤植等が散見された。該当箇所を適切に修正するとともに理事会での承認を受け施行時期の記載を行うようにすべきである。	公益財団法人宮崎県芸術文化協会会計処理規程の誤植等の確認を行い、理事会での承認を経て改正した。	みやざき 文化振興 課	142
意見	情報公開推進について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、改革工程の内容として「情報公開推進、ホームページでの財務状況の開示の検討」がある。これについては、内閣府の公益法人インフォメーションホームページ上で財務情報を開示しているとのことである。しかし、財務情報利用者のアクセスの利便性等を考慮すると芸術文化協会独自のホームページ上でも開示すべきではないか検討されたい。	芸術文化協会独自のホームページ上で財務情報を開示した。	みやざき 文化振興 課	143

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
【各論・各公社等の所管課】				
9. 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（福祉保健課）				
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、県社協に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、県社協への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。県社協に対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から県社協に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により県社協の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、県社協に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>「公社等改革指針」に基づく公社への指導・監督・助言（以下指導等）については、公社との間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。</p> <p>なお、県社協は社会福祉法人のため、社会福祉法56条に基づく監督が所管庁である県（指導監査・援護課）により実施されており、組織や財務管理の合法性・適正性については、監査要綱が定められているほか、チェック項目についても厚生労働省通知により細かく定められている。</p>	福祉保健課	148

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	内 容			
指摘事項	<p>公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について</p> <p>公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、県社協が作成している「第5次宮崎県社会福祉協議会活動推進計画【中間見直し計画】」において同様の指標に関する記載があるとともに、代表的な指標を選定したことであるが、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることからも重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことは、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。</p>	令和5年度以降に提出する経営評価シートに記載する指標について、県社協及び県福祉保健課において選定理由や設定の考え方について整理し、文書化を行う。	福祉保健課	149

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	県職員の派遣の必要性等について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県職員の派遣については、（中略）県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う」との記載がある。県社協に対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人数の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料は確認できたものの、県が県社協に対して、県職員の派遣を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。	県社協に対し、県職員派遣及び県退職者推薦を依頼する場合にその必要性や妥当性を検討し、その資料について作成・保存することを求めるとともに、当課においても、検討した結果について文書化を行う。	福祉保健課	149
意見	宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について 宮崎県福祉人材センター運営事業業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において福祉人材センター事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、消耗品費、印刷製本費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確かめたところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できることにつながりかねない。よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。	委託業務の収支報告書と決算書における資金収支計算書の照合は財務規則上想定されている作業ではなく、相当の作業量を要するものではあるが、拠点区分別資金収支計算書は、委託事業の収支報告書の適正性を確認する資料のひとつとなり得ることから、必要に応じて活用していきたい。	福祉保健課	150

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る随意契約理由について 県は、介護ロボット体験・普及促進業務委託については、県社協と一者随意契約を行っている。一者随意契約を行うには、本業務委託を実施可能な事業者は県社協以外にいないことを示す必要がある。確かに県社協は本業務委託の実施に際して、経験やノウハウ等の面から相応しいと考えられる。しかし、県社協以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについては、特段の記載がない。結果として、随意契約を行う理由の検討が不十分であると考えられる。よって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、県社協が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	令和5年度の随意契約理由を検討するに当たり、本業務の実施に際して、他の事業者により実施可能かという点の検討を以下のとおり行った。 ①当事業では各メーカーの介護ロボットを公平に取り扱うことが求められるため、公益性・公平性の高い社会福祉協議会が委託先として適切である。 ②また、現時点では社会福祉法人や市町村社会福祉協議会、介護ロボット・福祉用具に関する関係機関との相互間のネットワークを全県域規模で有するのは、唯一、宮崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）のみである。 以上、①及び②から、現時点では県社協が、全県域規模で介護ロボットの体験・普及を推進することが可能な唯一の団体である。	長寿介護課	151
意見	介護ロボット体験・普及促進業務委託に係る収支決算書と法人決算書の整合性確認について 介護ロボット体験・普及促進業務委託について、当該事業の終了時に収支決算書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において介護ロボット体験・普及促進事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役務費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確かめたところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できることにつながりかねない。よって、県は、委託事業の収支決算書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。	委託業務の収支報告書と決算書における資金収支計算書の照合は財務規則上想定されている作業ではなく、相当の作業量を要するものではあるが、拠点区分別資金収支計算書は、委託事業の収支報告書の適正性を確認する資料のひとつとなり得ることから、必要に応じて活用していきたい。	長寿介護課	152

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	内 容			
意見	<p>福祉活動指導員等設置費補助金の位置づけの明確化等について</p> <p>本補助金における補助対象経費及び補助額は、人件費に対する補助である。令和3年度の本補助金に係る事業実績報告によれば、補助対象となる人件費は総務や企画など管理部門における人件費が計上されている。これらの内容を踏まえると、本補助金は、事実上、県社協に対する運営費補助であると考えられる。一方で、県の公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。この点、所管課へ質問したところ、県社協にとって必要不可欠な補助と考えており、廃止や縮小は考えていないとのことである。また、本補助金の精算書によれば、県社協が積算した対象経費支出済額は41,971千円であるが、県の補助金額は36,997千円である。以上から本補助金については、次のような課題があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は事実上の運営費補助と考えられるが、公社等改革指針の方向性と異なっており、本補助金の存在意義に問題が生じかねない。 ・補助対象となる福祉活動指導員及び事務職員の県社協における部署及び職員が具体的に定められていないため、補助対象経費の算定方法も不明瞭なものとなっている。 ・補助金額は、県社協が積算した対象経費支出済額より少ない金額が交付されており、本補助金を通して真に必要な金額が県社協へ補助されているのか判断できない。 県社協は、財政基盤が弱く、本補助金のように県として一定の補助を行うべきことは理解できる。よって、県は、次の内容を実施することが望ましい。 ・県社協に対する運営費補助の重要性を踏まえ、公社等改革指針に記載の運営費補助に係る方針の例外として明確に位置付けること。 ・補助対象となる部署や具体的な職員の定義を明確化し、補助対象経費の算定方法を明瞭化すること。 ・本補助金に係る補助目的、及び算定される補助対象経費を踏まえ、社会福祉指導員及び事務職員設置に係る経費について、真に必要な補助金額を交付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社等改革指針は、公社等に県が財政支出及び職員の派遣をしていることを踏まえ、公社等の自主性を尊重しながらも財政の健全性確保、業務の効率化を要請するものとしており、県社協に対しても、一定の人的・財政的な関与があることから、指針の対象とされていると理解している。 ・補助金の申請にあたり、対象となる職員の部署、氏名を提出させ、補助要綱に照らして対象となる職員であるかを確認することとした。あわせて福祉活動指導員については、福祉活動指導員の定義については、H11.4.8 社援第984号 厚生省社会・援護局長通知「社会福祉協議会活動の強化について」添付の「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」で示されているため、その要件を確認している。 ・補助額については、毎年度の予算編成に当たり必要額を見積もって計上し、その予算の範囲内で交付しているところである。今後とも、県社協の健全な運営に支障をきたさぬよう、予算確保に努めてまいりたい。 	福祉保健課	152

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金に係る事業実績書と法人決算書の整合性確認について 元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業費補助金について、当該事業の終了時に事業実績書が県社協から提出されている。また、県社協は法人決算書において元気に活躍明るい長寿社会づくり支援事業拠点区分の資金収支計算書を作成している。この補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の内容を比較したところ、収入及び支出の合計額は互いに一致していたが、需用費、役務費等の内訳項目の金額が不一致であった。内訳項目の金額が不一致である内容を確かめたところ、収支の内訳に係る計上区分が異なっていたが、明らかな誤りは発見されなかった。補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認していないことは、当該二つの計算書類が計算誤り等によって不整合だった場合に発見できないことにつながりかねない。よって、県は、補助事業の事業実績書と拠点区分の資金収支計算書の整合性について確認を行うことが望ましい。	補助金の収支報告書と決算書における資金収支計算書の照合は財務規則上想定されている作業ではなく、相当の作業量を要するものではあるが、拠点区分別資金収支計算書は、委託事業の収支報告書の適正性を確認する資料のひとつとなり得ることから、必要に応じて活用していきたい。	長寿介護課	153

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等		所 管	報告書 ページ				
【各論・各公社等の所管課】										
10. 公益財団法人宮崎県産業振興機構（企業振興課）										
意見	公社等経営評価シートにおける財務指標について 県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。県は産業振興機構の財務指標として自己収益額を指標としている。自己収益額は、基本財産運用益と自己収益及び自主事業収益の合計額としている。しかし、自己収益額には指定正味財産から一般正味財産に振り替えた受取補助金も含めている。自己収益額に受取補助金を含めてしまえば、自主財源確保の指標としてふさわしくない。したがって、県は自己収益額を財務指標とするのであれば、指定正味財産から振り替えられた受取補助金を含めるべきではない。	令和4年度に係る公社等経営評価シートにおける自己収益額の算出に当たっては、受取補助金の計上を行わないこととして対応する。			企業振興課	159				
意見	委託事業等と運営費補助金について 令和3年度公社等経営評価シート財政支出の見直しの中で、国や県などの委託事業等の積極的な獲得に努めるという記載がある。しかし、産業振興機構の受託事業は県からの受託事業が大半で、受託事業収入は事業支出額を超えて獲得することはできない。このような実費精算の受託事業が可能であるのは、産業振興機構は公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金という所謂運営費補助金による管理費補填があるためであると考えられる。県は産業振興機構の自主財源確保による自立を考えるのであれば、委託事業の獲得のみではなく委託事業と運営費補助金の在り方を一体的に捉えたらえで自主事業の確保や運営費補助金の段階的縮小について考慮すべきだと考える。	各事業に係る委託契約の締結では、事業の性質等を踏まえ、予算積算において一般管理費を計上するなど、産業振興機構の自立性の確保を促進するための必要な検討を行う。 また、各事業の運営における県職員等の派遣の必要性を含め、創業支援等事業費補助金の段階的縮小について考慮していく。			企業振興課	159				

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	フードビジネス推進基盤強化事業に係るフードコーディネーターに対する再委託について 当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、フードコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はフードコーディネーターに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。		令和5年度の契約について、コーディネーターの委嘱契約書及び経歴書等書類の確認など必要な審査等を行い承諾した。また、年度途中にコーディネーターの追加、変更があった場合は、都度承諾の手続を行う。	産業政策課	160
指摘事項	フードビジネス推進基盤強化事業に係る収支精算書の誤りについて 産業振興機構は委託業務の委託料を契約額限度内で実費を請求することになっている。そのため産業振興機構は委託期間に係る収支精算書を県に提出して委託料を受け取っている。令和3年度に係る収支精算書を確認したところ、産業振興機構は消費税非課税である公用車任意保険料を課税仕入れと認識し、需用費に含まれる試食品や日刊新聞の課税仕入れに適用される軽減税率を適用せずに収支精算書を作成していた。県は産業振興機構が適切に課税取引を認識したうえで収支精算書を作成しているか確認すべきである。		令和4年度の実績報告書について、非課税の経費及び軽減税率適用経費が機構提出の一覧表により、適切に処理されていることを確認した。	産業政策課	160
指摘事項	トータルコーディネーターによる販路開拓等サポート事業に係るトータルコーディネーターに対する再委託について 当該事業に係る業務委託契約書には再委託を禁止する旨が記載されている。業務遂行に際して、産業振興機構は外部の者と準委任契約を結び、トータルコーディネート業務を実施している。しかし産業振興機構は、県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって産業振興機構はトータルコーディネーターに対する準委任契約は再委託契約であることを認識し、県から再委託契約に関する承諾を得るべきである。		本業務は令和3年度まで終了しているが、今後、県から業務を受託し、その業務を所属のコーディネーターが実施する場合については再委託契約にあたることに留意し、契約書で定められている場合は、県へ事前に承認申請書を提出することを徹底する。	企業振興課 食品・ メディカル産業推進室	160

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る補助対象経費の具体化について 令和3年度収支決算書を確認したところ、例えば広告宣伝費、備品費、保険料、租税公課、委託費のように補助対象経費に含まれていない全ての法人会計の管理費が補助対象経費とされていた。また、法人会計の管理費には非常勤理事の報酬も含まれていた。補助対象経費には「等」が付けられ、尚且つ各種事業とは直接関係性がない非常勤理事報酬まで対象経費とされている状況からすれば、当該補助金の対象そのものが曖昧になっている。したがって県は、補助金と事業との関係性及び対象となる経費の範囲をより具体化すべきである。	令和5年4月1日付けで要綱を一部改正し、広告宣伝費、備品費、保険料、租税公課、委託費等を含め、当該補助金においての補助対象経費を具体的に示した。	企業振興課	161
意見	公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業費補助金に係る職員残業手当の検討について 産業振興機構は当該補助金内訳として職員時間外勤務手当を積算している。実績報告においては実際に支払われた時間外勤務手当で精算されている。県は時間外勤務手当を見込み額で把握しており、具体的な時間外勤務内容まで把握していなかった。時間外勤務手当については、職員等の働き方改革にも繋がる重要なデータである。更に、産業振興機構の働き方が効率化した際には、運営費補助金の削減につながる可能性もある。したがって、県は予定されている時間外勤務業務及び実際の時間外勤務業務を把握するとともに比較検討し、産業振興機構の事務効率の向上に資するべきである。	今後は、産業振興機構における時間外勤務実績の内容及び金額を把握し、その実績を確認した上で、翌年度の積算額を検討していく。	企業振興課	161
意見	宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る繰り上げ返済について 令和3年度末において当該貸付金を利用した小規模事業者等への設備資金貸付金は全額回収されていた。ただし、県と産業振興機構との貸付契約の返済期日は令和4年5月31日となっており、その貸付金残高は令和4年3月31日末において28,420千円あった。既に小規模事業者への新規貸付実行が実施されないことは確実であったので、県は速やかに産業振興機構から当該無利息貸付金を繰り上げ返済させることができたが、県民負担を最も少なくする手段になったのではないかと思料する。	今後、同様のケースが発生した場合には、貸付金の回収状況や機構の財務状況等を総合勘案した上で、繰上償還についても検討してまいりたい。	商工政策課	162

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	みやざき農商工連携支援事業補助金に係る事業化等状況報告について 産業振興機構は当該補助金を活用して商品開発等を行った事業者に対して、実績報告後5年間は事業化等状況報告書の提出を求めている。事業化状況報告書には事業化の有無、総収入金額、総支出額、及び収益額を記載するよう求めている。報告書に書かれたデータを産業振興機構がどう生かしているのか具体的な資料は見受けられなかった。産業振興機構は当該報告書を事業者全体で一律に考えるのではなく、今後の支援事業に繋がる報告内容及び具体策を補助対象事業者ごとに工夫すべきある。	現在は事業化等状況報告書を徴した際に、事業者ごとの事業内容や進捗状況を聴き取りしている。今後は必要に応じて、みやざきフードビジネス相談ステーションのコーディネーターから利用可能な支援策について助言するなど、それぞれの補助事業者のニーズに沿った支援を実施していく。		企業振興課 食品・ メディカル産業推進室	162
意見	みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る貸倒申請書について 産業振興機構が事業者に貸し付けた資金が貸し倒れた際には、県に貸倒申請書を提出する。貸倒申請書は県が作成していた様式に産業振興機構が入力する形で報告されるものであるが、貸倒処理を厳格に処理する観点から、貸倒申請書は様式化し、貸倒申請にあたる判断を適切に行うためのチェックリストの作成も必要であると考える。	損失保証契約において貸倒申請書を様式として定めた。 また、貸倒申請に係るチェックリストを新たに作成し、申請内容の確認を行っていくこととした。		商工政策課	162
意見	宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて 産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、宮崎県小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が5,825,181円あったが、その内、県に返還すべき5,359,230円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。	令和4年度決算より、当該費用について未払金として計上することとした。		商工政策課	162
意見	みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付金に係る会計処理誤りについて 産業振興機構の令和3年度貸借対照表内訳表において、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付事業に係る正味財産期末残高が240,158円あったが、その内、県に返還すべき240,000円が含まれていた。産業振興機構は県に対する債務が既に確定していることから、令和3年度決算において未払金処理すべきであったと判断する。	令和4年度決算より、当該費用について未払金として計上することとした。		商工政策課	163

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ			
【各論・各公社等の所管課】							
1.1. 公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター（オールみやざき営業課）※現国際・経済交流課							
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、物産貿易振興センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、物産貿易振興センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。物産貿易振興センターに対して、本監査を実施したところ、下記に示すように複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により物産貿易振興センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、物産貿易振興センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>物産貿易振興センターへの指導・監督・助言（以下指導等）については、当課と物産貿易振興センターとの間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>なお、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。</p>	国際・経済交流課	168			

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について 公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることからも重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。	公社等経営評価シートにおける各指標及び目標値については、公社等改革の着実な推進を図るため設定するものであることから、活動状況や経営状況等を考慮の上、（公社）宮崎県物産貿易振興センターと当課において協議し、決定することとする。また、各指標の選定理由や目標値の設定根拠については、決裁文書として保存する。	国際・経済交流課	168

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	県職員の派遣の必要性等について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、次のとおり、「県職員の派遣については、（中略）県と緊密な連携のもと業務を推進する必要がある場合など真に必要なものに限ることとし、派遣の必要性については毎年度見直しを行う。」との記載がある。物産貿易振興センターに対して県職員の派遣を行う必要性や妥当性が分かる資料、県職員の派遣人數の根拠が分かる資料、毎年度見直しが行われている具体的な内容が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、派遣人数、役職、業務内容等が記載された資料、並びに、役職や業務の変更等特定事情がある場合における県職員の派遣を行う必要性や妥当性が記載された資料は確認できた。しかし、継続して同役職及び同業務内容で派遣している場合には、県職員の派遣を行う必要性や妥当性については部分的な記載しかなく、全ての職員について具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県職員の派遣を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度見直し」の趣旨は、県職員の派遣について、派遣の必要性、派遣先における役職や派遣職員が行う業務内容の妥当性等を毎年度具体的に確かめることで、「真に必要なもの」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度見直し」に当たっては、継続して同役職、同業務内容等で派遣している場合であっても具体的検討を行うとともに、説明責任や透明性を図るためにも検討結果について文書化を行うことが望ましい。	物産貿易振興センターに対し、県職員派遣及び県退職者推薦を依頼するに際して必要性や妥当性を検討した上で、かかる資料の作成・保存を徹底するよう指導・助言を行う。あわせて、物産貿易振興センターからの当該要請を受けて公社等所管課において検討した結果についても作成・保存する。	国際・経済交流課	169	
意見	中期経営計画の策定の検討について 物産貿易振興センターは、宮崎県産品の宣伝及び紹介、販路拡大及び取引斡旋、商品開発及び品質の向上、研修・相談、情報の収集及び提供に関する事業を行っており、東京や海外においても事業を行う等、県の経済発展に寄与する重要な団体であると考えられる。このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は高いと考えられる。よって、物産貿易振興センターにおいては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。	令和5年度から、令和6年度を始期とした3年程度の中期経営計画の策定に向けて、物産貿易振興センター内で検討を行い、県から適宜指導・助言等を行うこととする。	国際・経済交流課	170	

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	監事監査の実効性の強化について 物産貿易振興センターでは、決算書等の作成及び税務申告について、特定の会計事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該会計事務所の代表者は物産貿易振興センターの監事も兼ねている。すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一であることになるが、この場合、監事は自身が作成した決算書や税務申告書に対して監査を行うこととなり、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の実効性に疑念が生じかねない。 よって、物産貿易振興センターにおいては、監事監査の実効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましい。		物産貿易振興センターにおいて、任期満了に伴う役員改選を行う令和6年度に、会計顧問業務の受託者以外から監事の選任手続を行うこととする。	国際・経済交流課	170
意見	内部監査の実施の検討について 物産貿易振興センターでは、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、物産貿易振興センター内では、内部監査は実施されていない。本監査において、物産貿易振興センターについて、「中期経営計画の策定の検討について」及び「監事監査の実効性の強化について」の問題点が発見された。また、経常収益で約3億円程度の事業規模であること、東京や海外でも事業を実施していること等、事業を取り巻く様々なリスクがある。よって、物産貿易振興センターにおいては、内部監査の実施を検討することが望ましい。		物産貿易振興センターにおいて、職員の処理する業務が複雑に交錯する現状の組織体制では内部監査を正当に実施するのは困難であることから、今後、組織的なチェック体制を強化するための要領等を定め、リスク管理の強化に努めることとする。	国際・経済交流課	170

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	県産品販路拡大・魅力発信強化事業及び県産品振興指導事業に係る事業別委託額の明確化について 県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1県産品販路拡大・魅力発信強化事業」「2県産品需要回復促進事業」「3 県産品振興事業」及び「4 みやざき観光情報お届け事業」の4つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、52,917,000円である。令和3年物産振興業務処理要領によれば、各事業の事業費は別途定める委託費積算内訳に沿って執行する旨が定められているが、別途定める委託費積算内訳は契約書には添付されておらず、また覚書等が取り交わされている訳でもない。事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。	令和5年度より、物産貿易振興センターに対して行う物産振興業務委託の契約書に添付する仕様書内に、「1県産品販路拡大・魅力発信強化事業」「2県産品需要回復促進事業」「3 県産品振興事業」及び「4 みやざき観光情報お届け事業」の各事業別の委託費の内訳を記載することとする。	国際・経済交流課	171	
指摘事項	県産品販路拡大・魅力発信強化事業に係る再委託について 本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して規定している。一方、収支決算書等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、機器等の保守や売上金回収業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。このため、県へ再委託の承諾手続を実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続等は実施していないとのことである。よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続きを行う必要がある。	委託費として計上するものについては、県への再委託の承諾手続を徹底するものとする。	国際・経済交流課	172	

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	内 容			
指摘事項	県産品振興指導事業の具体的な業務内容について 県産品振興指導事業について、令和3年物産振興業務処理要領によれば、「県産品振興指導費」との記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。当該事業の内容を把握したところ、県産品の販路拡大支援事業実施のための事務局職員人件費に充てられている。しかし、事業実績報告には事務局職員の出勤状況が分かる資料が添付されているものの、当該事業で具体的にどのような業務を実施したのかを明確かつ詳細に記載した報告書は提出されていない。以上を踏まえると、業務委託であるにもかかわらず業務内容は仕様書等で明確化されていないだけでなく、実績報告においても業務内容は報告されておらず、業務委託の内容は極めて杜撰であると言わざるを得ない。また、その支出対象は事務局人件費であり、物産貿易振興センターの運営経費に充てられている。このことを踏まえると、本事業は業務委託であるが、実質的には事務局人件費に対する補助事業のように見える。以上から、県は、支出対象は事務局人件費であることを踏まえ、まずは、本事業について業務委託として実施すべきか、補助事業として実施すべきかを再考し、整理すべきである。その上で、業務委託が適するのであれば仕様書等を明確化するとともに適切な実績報告を物産貿易振興センターへ求める必要がある。また、補助事業が適するのであれば人件費補助としての必要性を見極めた上で、補助事業としての運営方法へ改める必要がある。	令和5年度より、引き続き業務委託とした上で、県産品振興指導事業の仕様書を明確化するとともに、仕様書内で適切な実績報告を物産貿易振興センターへ求めることとする。	国際・経済交流課	172

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る事業別委託額の明確化について <p>県は物産貿易振興センターに対して行う業務委託のうち、「1みやざき海外拠点運営強化事業」「2みやざき輸出対応力強化推進事業」「3世界市場で稼ぐ！輸出強化事業」及び「4みやざき観光誘客再生事業」の4つの事業について、すべてを取り纏めの上、一本の業務委託として契約手続を行っている。合計の契約金額は、59,498,000円である。また、県は令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領を定めており、当該要領に基づき業務が実施されている。契約書や当該業務処理要領等には、各事業の委託費の積算内訳は規定されていないが、業務終了時の実行経費一覧表を閲覧したところ、各事業の委託費の内訳が記載されている。事業別の委託費積算内訳は、事業毎の財源額を示すもので重要な情報であることから、委託者と受託者の双方合意の上で決定すべきである。すなわち、事業別の委託費積算内訳が契約書に添付等されていないことは、実質的に事業執行時に沿うべきルールが一部欠如していることになり、業務執行の妥当性にも影響しかねない。よって、県は、委託費積算内訳について契約書等に添付し、事業別の委託費を明確化すべきである。</p>	令和5年度より、物産貿易振興センターに対して行う輸出・インバウンド振興業務委託の契約書に、「1みやざき海外拠点運営強化事業」「2みやざき輸出対応力強化推進事業」「3世界市場で稼ぐ！輸出強化事業」及び「4みやざき観光誘客再生事業」の各事業別の委託費の内訳を添付することとする。	国際・経済交流課	173
指摘事項	みやざき海外拠点運営強化事業及びみやざき輸出対応力強化推進事業に係る再委託について <p>本業務委託に係る業務委託契約書には再委託に関して規定している。一方、実行経費一覧表等の書類を閲覧したところ、支出経費の区分に委託費が計上されており、イベント運営、清掃等の様々な業務が再委託されている。これは、契約上の再委託に該当するため、再委託に関する県の同意が必要となる。このため、県へ再委託の承諾手続きを実施しているかについて質問したところ、再委託に該当するか把握しておらず、当該承諾手続き等は実施していないとのことである。よって、県は、契約書において要求されている再委託の承諾手続きを行う必要がある。</p>	委託費として計上するものについては、県への再委託の承諾手続きを徹底するものとする。	国際・経済交流課	174

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	内 容			
指摘事項	みやざき輸出対応力強化推進事業の具体的な業務内容について みやざき輸出対応力強化推進事業について、前述の令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領によれば、「(1)県産品のプロモーションに係る業務」といった記載はあるものの、より具体的かつ詳細な委託内容を記載した仕様書等の書類は作成されていない。当該事業の内容を事業実績書で把握したところ、「①宮崎・鹿児島フェア@NOJOの実施、②香港ブックフェア2021『お菓子博』」における県産品の販売、③『Genting Dream Japan Festival』における焼酎PR」等様々な事業が実施されている。しかし、契約時点における令和3年度輸出・インバウンド振興業務処理要領や仕様書において具体的な業務内容の記載がないことから、事業実績書の事業内容が本業務委託で実施すべき必要十分な事業であるのか判断できない。よって、県は、みやざき輸出対応力強化推進事業について、処理要領や仕様書において契約時点で、より具体的かつ詳細な業務内容を定めるべきである。	令和5年度より、みやざき輸出対応力強化推進事業については、より具体的かつ詳細な業務内容を業務処理要領にて定めることとする。	国際・経済交流課	175
意見	共通事業に係る赤字額の解消に向けた検討について 物産貿易振興センターの経営状況は、令和2年度の収支差額は若干の黒字が計上されているものの、概ね毎期の収支差額は赤字が継続している状況にある。この点、県では、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」を設置し、平成31年3月に最終報告を同委員会から答申を受け、当該最終報告を参考にしながら、県と物産貿易振興センターと協力しながら経営改善に取り組んでいる。物産貿易振興センターでは、アンテナショップ運営の他、様々な事業を実施しているが、アンテナショップ運営以外の事業を「その他の事業」として纏めている。この「その他の事業」の多くは県からの委託事業であるため当該事業からは原則として赤字は発生しないと考えられる。よって、経営改善で着目すべきは、「アンテナショップ機能強化事業」と「共通事業」ということになる。「アンテナショップ機能強化事業」は、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告でも積極的に述べられているところであり、種々の施策が現在取り組まれている。新型コロナウィルス感染症の影響もあるため、近年は厳しい経営状況にあるものの令和3年度実績では約5百万円の収支差額である。次に「共通事業」であるが、これは管理部門の人事費等物産貿易振興センターの	物産貿易振興センターが委託業務の履行に要する経費を積算する際、共通経費についても委託事業の履行に必要な範囲内で見合い経費を算定できる旨の認識について確認を行った。	国際・経済交流課	175

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
	内 容			
	<p>運営に係る共通経費が計上されている。このため、共通事業は必ず毎期赤字となる。しかし、この共通事業の赤字については、「公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの在り方検討委員会」の最終報告では直接的には触れられていない。令和3年度の実績では約8百万円の収支差額である。</p> <p>よって、県及び物産貿易振興センターは、法人の経営改善に係る取り組みにおいては、共通事業の赤字額解消も併せて検討することが望ましい。具体的には、共通事業は管理部門の人事費等共通経費であり、その共通経費はそもそもその他全ての事業が負担すべきであると考えられる。このため、物産貿易振興センターが県と種々の業務委託契約を行う場合は、県へ提出する見積書には当該共通経費見合いの金額を含めて算定することが望ましい。また、県は物産貿易振興センターに業務委託を行う際は、予算編成の時点で当該共通経費見合いの金額を適切に見積もり、編成することが望ましい。</p>			
意見	<p>賞与引当金の計上の検討について</p> <p>物産貿易振興センターの決算書を閲覧したところ、貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。物産貿易振興センターの職員には期末勤勉手当が支給されていることから、賞与引当金の計上が必要と考えられる。よって、物産貿易振興センターにおいては、期末勤勉手当を支給している実態を踏まえ、賞与引当金の計上について検討することが望ましい。</p>	<p>物産貿易振興センターにおいて、令和5年度事業会計から期末勤勉手当に係る賞与引当金を計上することとする。</p>	国際・経済交流課	176

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ		
【各論・各公社等の所管課】						
12. 宮崎県土地改良事業団体連合会（農村整備課）						
意見	公社等経営評価シートにおける財務指標について 県は公社等経営評価シートにおいて財務指標の目標値、実績値、及び達成度を計算している。また総合評価では財務内容をAからD判定までのランクで評価している。県は土改連の財務指標として健全性に関する指標を入れていない。したがって、総合評価における財務内容評価をBとした根拠となる指標としては不十分と考えられる。県は財務指標の中に例えば流動性比率や固定比率を入れ、土改連の財務健全性を評価したうえで総合評価における財務内容を評価すべきである。	当該評価シートにおける財務指標について、土地改良事業団体連合会とも協議を行い、今後は流動性比率や固定比率を用いて財務の健全性を評価し、総合評価での財務内容ではそれらの結果を反映させるものとする。	農村整備課	181		
指摘事項	将来の農業を担う人材育成事業委託業務に係る田管理の再委託について 農業体験学習において、土改連は体験学習を行う田所有農家に対して支払う田管理全面委託費用を、体験学習を行う小学校を介して支払っていた。当該田全面作業は再委託であると判断するが、土改連は県から再委託に関する承諾を得ていなかった。したがって、土改連は田管理全面委託について業務委託契約書第6条に基づき県から再委託に関する承諾を得るべきである。	今後は、土地改良事業団体連合会が当該委託業務を小学校を介して実施する場合、再委託契約に該当することに留意し、県に対してあらかじめ再委託に関する申し出を文書にて提出することを徹底する。	農村整備課	181		

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ				
【各論・各公社等の所管課】								
1 3. 公益社団法人宮崎県畜産協会（畜産振興課）								
意見	経営評価シートにおける効率的組織体制の検討について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、公社等の経営見直し、経営・事業運営改善、効率的組織体制の検討」という項目がある。この中で令和元年度及び2年度において、いずれも電算システムの改善等に取り組んだとの記載があるが、令和3年度においても電算システム改善等に取り組むとされている。これでは、結果的に単なる努力目標に過ぎず県として適切な管理を行っているとは言い難い。県は、畜産協会に対して電算システムに関する具体的な改善計画及び実績報告書の提出、並びに必要がある場合には現物確認等を求め実際にどのような改善が行われたのかを指導監督する必要がある。	畜産協会に対し、電算システムに関する具体的な改善計画の明記や実績報告書の提出について依頼を行った。 また、電算システムについては、必要がある場合には現物確認を求め、調査・確認しその内容を復命等を作成することで証跡として残すようするなど、適切な対応方針について検討する。	畜産振興課	189				
意見	人的支援見直しの理由について 令和3年度公社等経営評価シートにおいて、「改革工程、県と公社等の関係見直し、人的支援見直し、県職員派遣の見直し検討」という項目で令和3年度は「県退職者3名、県からの派遣職員2名の計5名、前年から1名の増で対応する。」と記載されている。当該記載のみでは人的支援見直しの内容が明確でない。特に県の関与を高める見直しとなる県派遣職員等の人員増加の合理的で具体的な理由を文書化しておくべきである。	畜産協会における各業務体制の強化や事業推進を図るため、毎年、人的支援のあり方について検討を行っているが、畜産クラスター事業の推進に加え、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う子牛価格や枝肉価格の低迷、さらには、配合飼料価格の高越による畜産業の経営悪化に対応した経営コンサルの強化や、畜産農家の規模拡大に伴う良質堆肥製造に係る指導等による業務量の増加などを考慮して県派遣職員を1名増加した。	畜産振興課	189				
意見	補助金及び委託料といった財政支出見直しの方針について 令和3年度公社等経営評価シートの財政支出見直しの項目において「各補助金については、県との役割分担を明確化し、協力・連携の強化を図ることで、効率的で適正な業務執行に努める。」と記載されている。しかし、具体的な方針が記載されていない。また、委託料については、何ら記載されていない。各補助金及び委託料について明確な方針を具体的に記載することを検討されたい。	令和5年度経営評価シートの財政支出見直しの方針については、各補助事業・各委託事業について県との役割を明確化するため、担当者との打合せや、予算執行管理を徹底し、事業内容・支出の見直しを行うなど、具体的な方針記載を検討する。	畜産振興課	189				

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	令和3年度畜産コンサル体制強化支援事業業務委託に係る随意契約検討資料について 県は、当該委託事業について畜産協会と一者随意契約を締結している。随意契約理由に関してその適否を判断する資料等の提出を県に依頼したが、該当する資料等はないとのことであった。これでは、随意契約にすべきか否かの調査を実施したのか、どのように判断したか不明である。今後は、調査等を実施したことが明確となるように検討資料等を作成し残すべきである。	本事業については、宮崎県畜産協会以外の事業者が本委託契約を実施可能か否かについて検討を行ってきた。 宮崎県畜産協会は「畜産指導体制の強化に関する措置要綱（昭和30年10月25日農林省省議決定）」に基づき、畜産技術・経営の指導を行うことを目的として設立された組織であり、要綱に基づき県内農家への個別指導等を長年実施してきた実績がある。また販売価格や繁殖成績等を集約したデータベースを構築しており、その内容を分析、提供できる独自の体制を既に整備している。 以上のことから、他に当該事業を行える者が存在しないと判断した。 今後は、随意契約の判断経緯を明確化した資料を残すこととする。	畜産振興課	190
意見	令和3年度みやざきの家畜防疫強靭化事業業務委託に係る随意契約理由について 県は、当該委託事業について畜産協会と一者随意契約を締結している。本業務については、委託先以外に本業務を行える者がいないとの理由で一者随意契約とされているが、委託先以外が本業務を行えないことに関する資料等はない。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、随意契約の理由は、当該団体が契約の相手方として相応しいというだけでなく、当該団体以外の事業者が本業務委託を実施可能か否かについて具体的に示されなければならない。したがって、県は、随意契約理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、畜産協会が受託事業者として相応しいかという点と併せて、他の事業者により実施可能かという点の検討を行うことが望ましい。	本事業については、宮崎県畜産協会以外の事業者が本委託契約を実施可能か否かについて検討を行ってきた。 宮崎県畜産協会は各地域が行う防疫強化に向けた取組を支援するとともに、飼養衛生管理基準の周知徹底、農家・農場情報の収集を行っている。 以上のことから、他に当該事業を行える者が存在しないと判断した。 今後、随意契約理由を検討する際は、宮崎県畜産協会が受託事業者として適正かどうかに加え、他の事業者による事業実施の可否に関する課内(または局内)協議等の実施について検討した経緯を明確化し資料として残すこととする。	家畜防疫対策課	190

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
指摘事項	<p>令和3年度畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業補助金に係る文言訂正について</p> <p>本補助金に関する実績報告書「様式3号（第10条、規則第3条関係）」と事業計画書「様式3号（第10条、規則第3条関係）」とで文言の不整合が発見された。具体的には、実績報告書における区分については、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の給付」とされ、一方、事業計画書における区分については、「1 県への就業を希望する獣医系大学生への修学資金の貸与」となっていた。給付の場合には当該金額の回収は不要であるが、貸付の場合には当該金額を回収しなければならない。取扱いが全く異なることになる。県に確認したところ「修学資金の給付」が正しいとのことである。誤り部分の文言訂正が必要となる。</p>	誤り部分について文言訂正済み。	家畜防疫対策課	191
意見	<p>賞与引当金の計上の検討について</p> <p>公益法人会計基準の運用指針の12.財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領において勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。</p>	<p>畜産協会では、過去に賞与引当金を計上したが、翌期の支給見込額を引当するにあたり、対応できる事業が限定的となる等により、引当を中止した経緯がある。</p> <p>今後、畜産協会の契約税理士と相談し、他の類似団体の対応状況等も踏まえて検討する。</p>	畜産振興課	191
指摘事項	<p>固定資産の実査について</p> <p>畜産協会では、決算において固定資産の実査を実施しているとのことである。しかし、決算資料等の中に固定資産実査に関する証跡が残された資料等はなかった。当該資料がない場合、第三者に対して固定資産の実査を実施したことを証明することができない。したがって、固定資産実査を実施した場合、その証跡を残すべきである。</p>	<p>宮崎県畜産協会においては、管理台帳を用い、決算において固定資産の実査を実施している。</p> <p>今後、実査を実施するにあたっては、証跡を残すよう資料作成を行う。</p>	畜産振興課	191

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ		
【各論・各公社等の所管課】						
14. 公益財団法人宮崎県スポーツ協会（教育庁 スポーツ振興課）						
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、スポーツ協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業や補助事業に係る事業の実施等を通じて、スポーツ協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。スポーツ協会に対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県からスポーツ協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動によりスポーツ協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、スポーツ協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>スポーツ協会への指導・監督・助言（以下指導等）については、当課とスポーツ協会との間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>なお、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とすることとする。</p>	教育庁 スポーツ 振興課	198		

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	<p>公社等経営評価シートにおける指標の選定理由等について</p> <p>公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠が分かる決裁文書を依頼したところ、具体的な選定理由や設定根拠を明示した決裁文書の提出は無かった。公社等経営評価シートは、公社等改革の進捗状況や経営状況について、毎年度、点検・評価を行うことにより改革の着実な推進を図るために作成されているものであり、県のホームページにも公表されていることからも重要性は高いと考えられる。このような公社等経営評価シートに記載される各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明示した決裁文書がないことには、選定された指標及び指標の目標値について妥当性や合理性が判断できない。結果として、形式的に指標が選定され、又は指標の目標値が設定されているとも考えられる。よって、県は、公社等経営評価シートに記載の各指標について、指標の選定理由及び指標の目標値の設定根拠を明確化し、決裁文書として保存すべきである。</p>	<p>公社等経営評価シートにおける各指標及び目標値については、公社等改革の着実な推進を図るため設定するものであることから、活動状況や経営状況等を考慮の上、スポーツ協会と当課において協議し、決定することとする。</p> <p>また、各指標の選定理由や目標値の設定根拠については、決裁文書として保存する。</p>	教育庁 スポーツ 振興課	198
意見	<p>中期経営計画の策定の検討について</p> <p>スポーツ協会は、宮崎県におけるアマチュアスポーツを統括し、これを代表する団体であって本県体育・スポーツの健全な普及発展を図り、県民の体力向上に寄与することを目的として設立された団体であり、競技力向上事業、国民体育大会派遣及び関連事業、みやざき県民総合スポーツ祭事業等の事業を行っており、県の発展に寄与する重要な団体であると考えられる。このような団体であるが、経営に係る中期経営の内容を質問したところ、当該中期経営計画等は策定していないとのことであった。団体の中期的な経営方針を定め、具体的な計画を策定することは、当該団体の道しるべともいべきものであり、将来の3年から5年を見据えた中期経営計画の策定の重要性は高いと考えられる。よって、スポーツ協会においては、中期経営計画の策定を検討することが望ましい。</p>	<p>令和5年度から、5年程度の中期経営計画の策定に向け、スポーツ協会内部で検討を行い、必要に応じて県から指導・助言等を行うこととする。</p>	教育庁 スポーツ 振興課	199

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	内部監査の実施の検討について スポーツ協会では、理事会、評議員会等の会議体の開催や事務分掌において組織の内部統制の構築が図られているとともに、監事や県監査事務局により監査が実施されている。しかし、スポーツ協会内では、内部監査は実施されていない。本監査において、スポーツ協会について、「中期経営計画の策定の検討について」の問題点が発見された。また、経常収益で約2億円程度の事業規模であり、事業を取り巻く様々なリスクがある。よって、スポーツ協会においては、内部監査の実施を検討することが望ましい。		スポーツ協会において、内部の組織的なチェック体制を強化するためのチェックリストを作成し、そのチェックリストに基づく運用を行うこととする。 なお、スポーツ協会は、加盟団体に対し、スポーツ協会事務局による会計実地調査を実施することとする。	教育庁 スポーツ 振興課	199
指摘 事項	世界へばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画営業 務委託に係る支出額の確認の強化について 世界へばたけ！宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト企画運営業務委託事業は、業務委託契約書第10条に過払金の返還の規定があるため、事業実施に必要な金額を委託料として支出するものの委託料の確定額を超える金額は県へ返還されることとなる。本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要である。本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は18,293,923円であり、うち最も支出額が大きい科目は賃金の11,430,434円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる賃金について、具体的な内容確認、賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。前述のとおり、本事業においては委託料の確定額に係る精査が重要であるところ、具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。よって、県は、特に、本事業のように過払金の返還があるような委託業務については、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる、仕様書等の内容に沿った支出内容となっているか確かめる等が考えられる。		令和4年度の事業内容確認にあたっては、委託先がまとめている事業実績報告と収支計算書及び収支簿とを突合し、適正に執行されているか細かく精査するようにした。 特に支出額が大きい科目については、委託先に具体的な内容について聞き取りを行うなど、仕様書等に沿った支出をしているか確認した。 また、執行状況を定期的に把握するため、4～6月を第1四半期、7～9月を第2四半期、10～3月を最終報告として報告書を3回に分けて提出してもらい、細部まで精査できる取組を更に強化した。	総合政策 部競技力 向上推進 課	200

区分	指摘事項及び意見	講じた措置等	所管	報告書ページ
	内 容			
指摘事項	<p>宮崎県体育振興費補助金に係る補助対象経費の具体化について</p> <p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に規定されている。記載のうち、一部の使途区分においては補助対象経費の具体的な支出科目の記載がある。しかし、「○選手強化費補助（団体、個人指定等）に係る経費」「○指導者養成講習、スポーツ指導者研修・協議会等経費」のような使途区分については、具体的な科目の記載がない。このため、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領を見る限り、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の支出科目を具体化する必要がある。例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、各使途区分の内容ごとに、旅費、消耗品費、会場使用料等の支出科目を整理し、同取扱要領に記載することが考えられる。</p>	宮崎県体育振興費補助金に係る補助対象経費をより具体化するため、「宮崎県体育振興費補助金（（公財）宮崎県体育協会交付関連）取扱要領」を改正し、補助対象経費となる支出科目を記載することとする。	教育庁 スポーツ 振興課	200

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	<p>宮崎県体育振興費補助金に係る人件費補助のあり方の検討について</p> <p>本補助金における補助対象経費については前述のとおりであり、項目のうち管理費については人件費に対する補助である。当該補助金の収支決算関係書類を閲覧したところ、人件費はスポーツ協会の専務理事（常勤）及び事務局長の人件費に充てられている。専務理事は役員であるところ、本補助事業における補助対象経費では職員に係る人件費とされており、役員は含まれない。よって、「宮崎県体育振興費補助金（（財）宮崎県体育協会交付関連）」取扱要領に基づかない運用がなされており問題である。また、管理費との記載があるとおり、事実上、運営費補助であると考えられる。公社等改革指針によれば、「運営費に対する補助は廃止・縮小を図る」とされている。さらに、県へ補助対象となっている専務理事（常勤）及び事務局長について質問したところ、県退職職員とのことであった。すなわち、実質的な補助対象は県退職職員に対する人件費であり、県退職職員の人件費相当額を運営費補助として支出しているようにも見られかねない。よって、県は補助金支出に係る公益性、公平性、透明性等を担保するため、本補助事業に係る人件費補助金のあり方を再検討すべきである。具体的には、運営費補助である点、県退職者人件費としての補助である点等を踏まえ、縮小又は廃止を念頭に、補助金を交付する年数の制限を設けること等が考えられる。なお、経過措置的に本補助事業を継続する場合は、補助対象経費に役員（常勤）の人件費を含む旨を明示すべきである。</p>	<p>スポーツ協会は、スポーツの普及や国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上等、県が果たすべき役割を補完・代替する団体であり、現時点で運営費に対する補助を廃止・縮小することは考えていなさい。</p> <p>ただし、一定期間ごとに運営費補助の必要性について、検討を行うこととする。</p> <p>なお、「宮崎県体育振興費補助金」（（公財）宮崎県体育協会交付関連）取扱要領については、補助対象経費に役員の人件費を含めるよう改正を行うこととする。</p>	教育庁 スポーツ 振興課	202
指摘事項	<p>宮崎県体育振興費補助金に係る支出額の確認の強化について</p> <p>本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は145,463,414円であり、うち支出額が大きい科目は選手強化費の67,553,596円、管理費の37,448,903円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる選手強化費、管理費等について、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。</p>	<p>補助金に係る支出額の確認を強化するため、補助金額の確定手続きの際、支出額が大きい科目について、賃金台帳等の支出証拠書類と補助金実績報告書の収支決算書との整合性の確認を行うこととする。</p>	教育庁 スポーツ 振興課	202

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	国体選手サポート強化事業補助金に係る適切な収支予算書の作成、及び収支予算書の内容把握について <p>本事業に係る収支予算書を閲覧したところ、3月11日に交付決定額の変更が行われており、当初の交付決定額5,458,000円に対して、変更後の交付決定額は4,798,633円と、差額659,367円が減額されている。減額理由は、変更認申請書によれば「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から実施できない事業があったため」とのことである。これを踏まえ、収支を科目別に把握したところ、実施できない事業があったにもかかわらず、報償費は変更前616,000円から変更後1,585,500円と969,500円増額、需用費は変更前112,000円から変更後626,619円と514,619円増額している。このように科目によっては金額が増額している理由を県へ質問したところ、県は増額理由を把握していなかった。同内容をスポーツ協会へ質問したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で増額したわけではなく、そもそも変更前の金額、すなわち当初作成した収支予算書の金額が事業の実態に合っておらず、報償費又は需用費のいずれも例年変更後の金額と同程度の支出を行っているとのことである。収支予算書は、補助事業を実施する際の収支における計画であり、事業内容を金額面から説明する重要な書類である。県が増額理由を把握していないことは、事実上、収支予算書を通じて事業自体の内容把握を行っていないと判断せざるを得ない。また、スポーツ協会においては、事業の実態と収支予算書の内容が合致していないにもかかわらず、当該収支予算書を補助金の交付申請時に添付しており、不備のある申請をしているとも考えられる。よって、スポーツ協会においては、事業の実態に即した収支予算書を作成して、補助金の交付申請を行うべきである。また、県においては、スポーツ協会から提出のあった収支予算書の内容を把握し、事業の実態と照らして誤り等がないか十分に検討すべきである。</p>	<p>宮崎県スポーツ協会に対して、当初収支予算書の作成にあたっては、前年度までの事業実績を考慮し、事業の実態に即した金額で作成するよう指導した。</p> <p>また、年度途中に収支予算書を変更する必要が生じた場合には、変更理由が分かる資料の提出を求め、提出された予算書の変更理由及び増減額について整合性が取れているか確認することとした。</p>	総合政策部競技力向上推進課	203

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
指摘事項	国体選手サポート強化事業補助金に係る支出額の確認の強化について 本事業に係る決算書を閲覧したところ、決算額は4,798,633円であり、うち支出額が大きい科目は雇用費の1,737,240円、報償費の1,585,500円であった。このため、県に対して、決算書における特に重要と考えられる雇用費、報償費等について、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、具体的な確認等は実施していないとのことであった。補助金は実施された事業の内容に応じて支出されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑惑が生じかねない。よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。	補助事業の実績の確認については、年度末に履行状況を確認する際に具体的な事業の内容を聞き取るとともに、関係書類の提示を求めることとし、実績報告書にも確実に反映させるよう指導した。	総合政策部競技力向上推進課	204
指摘事項	決算書における委託料の計上区分について スポーツ協会の決算書のうち、正味財産増減計算書を閲覧したところ、県の委託事業に係る収益については、委託収益のような勘定科目ではなく受取補助金等の県補助金に含めて計上されている。委託料は対価性のある収益であり、補助金は対価性のない収益であり、両者の性質は全く異なるものである。委託料を補助金に含めて収益計上した場合には、性質の異なる収益が混同されて計上されるだけでなく、決算書を閲覧した利害関係者に対して、誤った情報を提供してしまう可能性を否定できない。よって、スポーツ協会は、委託料については、受取補助金の区分ではなく、委託収益等として計上すべきである。具体的には、事業収益の区分に委託収益といった科目を設けて計上することが考えられる。	スポーツ協会の決算書において、事業収益の区分に委託収益に係る科目を設け、その科目に委託料を計上することとする。	教育庁スポーツ振興課	204

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ			
区分	内 容						
【各論・各公社等の所管課】							
15. 一般財団法人宮崎県公衆衛生センター（衛生管理課）							
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、公衆衛生センターに対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業に係る事業の実施等を通じて、公衆衛生センターへの指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。公衆衛生センターに対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により公衆衛生センターの担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、公衆衛生センターに対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>公衆衛生センターへの指導・監督・助言（以下指導等）については、所管課と公衆衛生センターとの間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>なお、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。</p>	衛生管理 課	208			

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。公衆衛生センターに対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、県が公衆衛生センターに対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容の文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、公衆衛生センターにおいてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。	県退職者推薦の検討内容の文書化については、衛生管理課が、公衆衛生センターに対し、県退職者推薦を依頼するに際して必要性や妥当性を検討した上で、かかる資料の作成・保存を徹底するよう指導・助言を行う。 あわせて、公衆衛生センターからの当該要請を受けて衛生管理課において検討した結果についても作成・保存を行う。 また、公衆衛生センターにおいて、プロパー職員の育成方針について具体的な計画を検討するよう促していく。	衛生管理課	209
意見	犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る再委託の承認手続きについて 宮崎県財務規則107条において、再委託を原則として禁止する旨が規定されている。また、県の契約書作成の手引（令和2年4月、総務部総務課）においても、委託業務を第三者に再委託することは原則として禁止すべき旨が規定されている。県は、犬の捕獲抑留業務等補助業務委託において、契約書第6条に、再委託できる業務、再委託の相手方等を規定していることを理由として、承認手続は不要とする運用を行っている。このような再委託について承認手続を不要とする現在の運用は、財務規則107条に抵触するおそれがあるのではないか、また、契約書作成の手引に基づかないものではないかが問題となると考える。よって、県は、公衆衛生センターとの契約において、再委託について承認手続を不要とする現在の運用について、それが業務の一部の再委託であっても、財務規則の趣旨を踏まえるとともに、契約書作成の手引に基づき、再委託の承認手続を実施するよう変更することが望ましい。	令和5年度委託契約においては、再委託の承認手続を実施するよう契約書を見直した。	衛生管理課	210

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
意見	委託事業（犬の捕獲抑留業務等補助業務委託、殺処分ゼロに向けての動愛護センター機能強化事業委託）に係る見積依頼文書の整備について 委託事業の随意契約にあたっては契約書案その他見積りに必要な事項を示したうえで見積書をとらなければならない。監査対象である委託事業の随意契約については、見積依頼は実施されていると思われるが、見積依頼文書が存在しない。契約締結に必要な条件等を示すとともにこれを裏付ける証拠を残すため、見積依頼文書を作成し、契約の相手方に示すことが望ましい。	令和5年度委託契約においては、見積依頼書を作成して、見積依頼を実施した。	衛生管理課	211
意見	賞与引当金の計上の検討について 会計理論上、「賞与引当金」の設定が求められるのは、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためである。すなわち、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められる。本団体では、夏季及び冬季に期末勤勉手当が支給されている。よって、職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、適切な期間損益計算を行うため賞与引当金として引当計上することの検討が望まれる。	賞与引当金としての引当計上については、公衆衛生センターにおいて、税理士と相談の上、判断しており、会計処理上の問題はないと考えるが、今後も適宜、顧問税理士と相談しながら適切に対応していくよう助言を行った。	衛生管理課	211

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	機器設備等引当金について 現状、公衆衛生センターは将来の機器等設備の更新に備えるため、機器等設備引当金を計上するとともに特定資産の機器等設備引当資産を同額計上している。機器等設備引当金は、将来の機器等設備の更新に備えるものであり、当期以前の事象に起因するものではなく、また、その発生が高いとも言い切れず、さらに、金額を合理的に見積もることもできない。すなわち、本引当金は、引当資産という預金を積立てる反対勘定として計上されているものであり、引当金の4要件を満たさない。そのため、本件のような特定資産の積み立てに当たっては、引当金計上をせず（会計上の費用を認識せず）に特定資産のみ計上する会計処理が正しい処理となる。すなわち、機器等設備引当金を計上せずに特定費用準備資金（特定資産）を積立計上すべきということになる。令和元年度以降は引当金の追加計上はないが今後の会計処理には注意を要する。		公衆衛生センターの機器等設備引当金の処理については、税理士の指導を受けて会計処理を行っており、特に問題はないと考えているが、今後も会計処理にあたっては、適宜、顧問税理士と相談しながらしていくよう助言を行った。	衛生管理課	212
意見	犬の捕獲抑留業務等補助業務委託に係る委託業務費に含まれる人件費の内容について 県が、令和元年度包括外部監査の意見を受けて、管理業務を行う人員の人件費を統括業務関係委託費用という名称の積算項目を設定して整理を行ったことは確認できたが、上記意見のうち「人件費は当該業務に従事する職員への役務対価として計上する方が、契約の目的と合致しているものと考える。」という点に関しては、対応がなされておらず、改善が不十分である。管理業務を行う人員の人件費が、業務遂行上必要な費用であることは理解できるが、契約内容に応じた人件費の積算内容の見直しや積算根拠の明確化など、今後も引き続き検討が必要である。			衛生管理課	212

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

区分	指摘事項及び意見 内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ		
【各論・各公社等の所管課】						
16. 宮崎県中小企業団体中央会（商工政策課）						
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、中央会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、決算書の入手、各補助事業に係る事業の実施等を通じて、中央会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。中央会に対して、本監査を実施したところ、複数の指摘や意見が発見されたところであり、これは県から中央会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により中央会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。よって、県は、中央会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>公社への指導・監督・助言（以下指導等）については、所管課と公社との間において例年5月～7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として、引き続き指導等を行う。</p> <p>なお、指導等の内容は書面に記録し、次年度の点検・評価等の検討資料とする。</p>	商工政策課	217		

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。中央会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、県退職者の推薦の見込みや人事更新に関する資料は確認できたものの、県が中央会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、中央会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。	中央会を所管する当課は、中央会に対し、県退職者推薦を依頼するに際して必要性や妥当性を検討した上で、かかる資料の作成・保存を徹底するよう指導・助言する。 あわせて、中央会からの当該要請を受けて当課において検討した結果についても作成・保存する。 中央会におけるプロパー職員の育成方針の具体的な計画策定についても指導・助言を行う。	商工政策課	218	
指摘 事項	宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る成果指標の設定について 宮崎県中小企業団体中央会等補助金においては、補助金の効果を測定する成果指標が設定されていない。費用対効果を重視する観点からは、県は補助金の効果を測定する成果指標を設定する必要があり、補助効果を把握できる定量的な成果指標が存在しない補助金については、定性的な情報による分析を行うか、もしくは補助効果が明確に把握できないにもかかわらず補助を実施・継続する合理的な理由を整理し、文書化する必要がある。宮崎県中小企業団体中央会等補助金は、中小企業連携組織化の推進及び中小企業団体の育成・指導等の取組支援補助する目的で、中央会に対し交付されるものである。補助金の有効性の観点から、宮崎県中小企業団体中央会等補助金がどの程度目的達成に寄与しているかについて、成果指標を設定した上で効果測定を行うことが望まれる。成果指標の例としては中央会会員数等が挙げられる。	中央会の事業の効果を測る適切な指標を検討、設定し、効果測定を行う。	商工政策課	219	

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	宮崎県中小企業団体中央会等補助金に係る指導体制強化費について 宮崎県中小企業団体中央会等補助金の補助対象経費には、指導体制強化費として常勤役員である専務理事の人事費の一部（賞与）が含まれている。国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。中央会は、公益法人ではなく、国の当該計画の直接の対象ではない。また、地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。そのため、役員人事費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働く、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものと考える。運営費補助において役員人事費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。	運営費補助においては、役員人事費を補助対象とする必要性、公益を十分検討するとともに、補助の必要額の算出に当たっては財務状況等を考慮し、検討を行う。	商工政策課	219
意見	賞与引当金の計上の検討について 中央会が決算において適用している中小企業等協同組合会計基準においても、職員に対する賞与引当金を処理する勘定科目として「賞与引当金」が設定されている。この趣旨は、収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の経営成績を適時適確に把握するためであり、賞与を支給時の費用とするのではなく、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額については当期の費用として引当計上することが求められている。職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上することを検討されたい。	職員に支給する夏季賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、賞与引当金として引当計上するよう指導した。	商工政策課	220

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見		講じた措置等	所 管	報告書 ページ
区分	内 容			
【各論・各公社等の所管課】				
17. 一般財団法人宮崎県交通安全協会（警察本部交通企画課）				
意見	<p>指導、監督、助言等に係る実施事項について</p> <p>県は、交通安全協会に対して、公社等経営評価シートによる経営状況の把握の他、理事会への出席、決算書の入手、各委託事業及び補助事業に係る事業の実施等を通じて、交通安全協会への指導、監督、助言等を行っているとのことである。しかし、県が実施する「指導、監督、助言等」の内容について、具体的な実施事項や実施スケジュール等が明確化、明文化されているわけではない。交通安全協会に対して、本監査を実施したところ、複数の意見が発見されたところであり、これは県から交通安全協会に対する指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていないことにも起因すると考える。また、県所管課における人事異動により交通安全協会の担当者が異動になった際に、指導、監督、助言等に係る具体的な実施事項等が明確化されていない場合は、指導、監督、助言等の実施事項やどの程度まで指導等を行うかといったレベル感について、担当者によって異なる可能性も否定できず、結果として適切な指導、監督、助言等が実施できないリスクも生じかねない。 よって、県は、交通安全協会に対する指導、監督、助言等について、具体的な実施事項や実施スケジュールを明確化、明文化することが望ましい。</p>	<p>交通安全協会への指導・監督・助言については、今後は、交通企画課と交通安全協会との間において5月から7月頃実施している点検・評価シートの作成や評価等を通じて、事業内容、財務状況、事業体制、会計事務等を中心として指導・監督・助言を行うことを明確化、明文化する。</p>	警察本部 交通企画 課	226

区分	内 容	指摘事項及び意見	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	県退職者の採用、プロパー職員の育成方針について 公社等改革指針では、県が公社等に対して行う人的支援について、「県退職者の推薦については、当該職員の知識と経験が、真に公社等の経営に有効に活用される場合に行うものとし、」との記載がある。公社等改革指針における当該記載内容を踏まえ、交通安全協会に対して県退職者の推薦依頼を行う必要性や妥当性が分かる資料、県退職者の推薦人数の根拠が分かる資料の閲覧を依頼し、ヒアリングを行った。その結果、推薦人数、職種、業務内容、勤務地、経歴、希望等が記載された資料は確認できたものの、県が交通安全協会に対して、県退職者の推薦を行う必要性や妥当性を具体的に検討した内容までの文書は確認できなかった。ただし、県によれば県退職者の推薦を行う必要性や妥当性については、毎年度検討を行っているとのことである。公社等改革指針における「毎年度公表」の趣旨は、県退職者の推薦について、推薦の必要性、推薦先における役職や業務内容の妥当性を毎年度具体的に確かめることで、「真に公社等の経営に有効に活用される」かどうかを見極めるためと考えられる。よって、県においては、「毎年度公表」に当たっては、説明責任や透明性を図るため、検討結果について文書化を行うことが望ましい。また、交通安全協会においてはプロパー職員も多いが、プロパー職員の育成方針の具体的な計画はないとのことである。プロパー職員の育成方針について具体的な計画を策定することについて検討されたい。当該内容は後述する中期経営計画に盛り込むことが望ましい。	県退職者の採用については、宮崎県警察職員の退職管理に係る事務を所管する警務課において、交通安全協会に対し「退職者の推薦を要請する必要性、根拠、採用人数、業務内容等」を検討した上で、当該資料の作成及び保存を行うよう、改めて指導・助言する。また、同協会からの要請を受け、警察本部において検討した結果についても作成及び保存を行うこととする。 なお、プロパー職員の育成方針については、今回の指摘を受けて宮崎県交通安全協会が策定した「一般財団法人宮崎県交通安全協会事業計画」において採用・育成方針を定めており、今後は計画に基づき人材の確保と育成を行っていくこととする。	警察本部 交通企画 課	227	
意見	中長期的な事業計画の策定について 公社等改革指針においては、成果重視の経営の推進を行うものとされ、限られた経営資源を効率的に活用し、効果的な事業展開を行うため、中長期的な事業計画の策定に努めるものとされている。交通安全協会においては、中長期的な事業計画は検討しているものの、策定には至っていない。事業の達成状況や効果等の検証のためにも中長期的な事業計画は欠かせないものと言え策定を検討されたい。	今回の意見を受けて宮崎県交通安全協会において「一般財団法人宮崎県交通安全協会事業計画」を策定している。	警察本部 交通企画 課	228	

区分	内 容	講じた措置等	所 管	報告書 ページ
意見	交通安全指導員外委託料（補助金）に係る法的性格について 交通安全指導員外委託料は、「委託料」という名称であるにもかかわらず補助金となっている。同補助金は、交通安全広報活動に従事する交通安全指導員及び交通安全協力隊並びに高齢者交通安全教育に対して県が委託し交通事故防止活動の推進を図る事業を対象としているところ、反対給付を求める対価的性格を有するものであるとも評価でき、法的性格として委託料と解釈する余地がある。そこで、交通安全指導員外委託料の法的性格について改めて検討するとともに、検討の結果、委託料である場合には事務手続きの内容を変更する必要がある。一方、補助金の法的性格を有するということであれば、事務手続きの変更は不要であるが、名称の変更について検討されたい。	支出科目を委託料とし、補助金等の交付に関する規則を適用している経緯については、交通事故が多発していた昭和34年当時、交通弱者、とりわけ子どもと高齢者に対する交通事故防止対策の推進が急務であり、街頭活動や交通安全教育活動を推進する専門的な交通安全指導員として、行政職の公務員を要求し、その採用は認められなかったものの、当該業務は必要不可欠であるとして、職員定数法の適用を受けない交通安全指導員を交通安全協会に預け、費用を県が支払うこととした経緯がある。これを踏まえ、その費用については委託料とし、当該業務の内容が交通安全活動の推進を目的としており、相当の反対給付を受けない給付金であることから、委託料ではあるものの「補助金等の交付に関する規則」を適用することとなったものであるので、事務手続やその名称については、現状のままとしたい。	警察本部 交通企画 課	228
意見	運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務委託における委託先について 令和元年度包括外部監査の後も、一者入札が続いているため、競争性を確保するという課題は継続して残っているため、改善が不十分であると考える。運転免許証更新時講習、停止処分者・違反者講習、原動機付自転車講習業務について参入障壁が高い等の事情は理解できるところであるが、今後も競争性を確保するという課題について認識しながら、引き続きさらなる工夫を行うことで競争性を確保することが望まれる。	講習の内容が高度で専門性が高く、一方で講習の水準を維持する必要があることから、一者入札に終わっている状況にあるが、今後も行政手続き上の一般競争入札を維持しつつ、他者の新規参入に弊害が生じないよう努める。	警察本部 交通企画 課	229